

鹿の子C遺跡出土漆紙文書「軍士人別戎具検閲簿」の「腰縄」とは何か

— 考古学・古代史学・国語学・法社会学・民俗学の対話 —

下向井 龍彦

はじめに

振り返ってみるに、それは、律令軍制または軍団兵士制をどう認識すべきかが試された、小さな試金石であった。(後掲下4)
問題は、軍制史独自の視角と方法を明確にし、律令軍制の全体構造のなかに個々の論点を正しく位置づけ、個別細則の具体的な意味内容と相互連関を説明していくことである。
(拙稿「日本律令軍制の基本構造」『史学研究』一七五号—一九八七年)

松1 捕亡令追捕罪人条について

下1 書評・上杉和彦著『日本中世法体系成立史論』
『続日本紀研究』(以下『続』二八七号—一九九三年一月『史学雑誌』一〇八編八号 一九九九年八月)

松2 軍団兵士と「腰縄」
『続』三八一号 二〇〇九年八月

下2 「腰縄」と「面縛」
『続』三八七号 二〇一〇年八月

下3 「腰縄と面縛」補遺
『史人』三号 二〇一一年五月

松3 軍団兵士と「腰縄」再論
『続』三九四号 二〇一一年一〇月

下4 「腰縄」「面縛」論争と歴史学の方法

松4 検閲簿にみえる「腰縄」再論
『続』四〇〇号 二〇一二年一〇月
『続』四一九号 二〇二〇年三月

松本政春氏と私が今日までの二八年間に発表した表題に関する論文・雑文のタイトルを、発表年次順に記号(松は松本氏、下は下向井)を付けて並べてみた。**松1・下1・下3**以外は、批判への回答・反論である旨の副題を付すが、ここでは省略する。傍観者から「議論のための議論」と揶揄される腰縄議論だが、並べてみると壮観でもあり、苦笑さえ浮かんでくる。**下4**で終幕宣言をしたこの議論、松本氏には納得していただけていなかったようだ。

さて三〇年近い議論の争点はただ一点、茨城県石岡市にある鹿の子C遺跡()から出土した、八世紀末、延暦年間のものと思われる漆紙文書断片(「軍士人別戎具検閲簿」)に書かれた「腰縄」とは何か、これである。『鹿の子C遺跡漆紙文書—本文編—』(以下、「調査報告書」と略記)が復元した人別戎具検閲簿の、軍士個人名に続く三行書きの戎具(装備品)一八品目の配列書式は次のとおりである。

弓 箭 大刀 鞆 弦袋 副弦
□袴 脛裳 腰縄 頭纏 小手 □□
水甬 塩甬 小鉗 縄解 鞋 □□

問題の腰縄は二行目六品目の三つめである。**松1**以来、松本氏は一貫して「腰縄」の辞書的意味と語感から、罪人捕縛(平時の治安維持)のための縄、**松2**からは氏が罪人捕縛の延長上とみる敵兵捕縛(戦時の戦

闘行動)のための縄であるとし、今日、逮捕時・逮捕後の被疑者・被告人・受刑者に付ける腰縄の淵源をここにみる(「腰縄Ⅱ捕縛具」説)。このような素朴な思いつきが罷り通る研究状況を憂慮した下向井は**下1**・**下2**で批判の筆を執り、遠征軍個人装備品検閲簿という史料の性格、検閲簿の書式、一行目武器・二行目装束(被服)・三行目ベルト装着アイテムという装備品配列順序に着目して(すなわち**下4**表題「歴史学の方法」にしたがって)、二行目の腰縄は、遠征軍の行軍・野営・陣地生活・戦闘に必須のアイテム(一行目武器のうちベルト装着品目と三行目諸品目)を装着する縄製ベルトである、とした(「腰縄Ⅱベルト」説)。この松本氏の「腰縄Ⅱ捕縛具」説と下向井の「腰縄Ⅱベルト」説の対立の背後には、腰縄の語義の確定に止まらない、律令軍制とは何か、という根本問題が横たわっている。前者には軍団兵士の中心任務を国内治安維持・罪人追捕とみる伝統的軍団兵士像が対応し(松2以後そのトーンは低下し戦場での敵兵捕縛具に重心は移っていくが)、後者には究極的には半島侵攻を可能にする大規模遠征軍の兵力基盤とみる軍団兵士像が対応する(したがって兵士の平時勤務の中心は「陣法」主体の全国画一的訓練である)。だから前者が罪人追捕(敵兵捕縛)場面の一瞬の捕縛具に関心を集中させるのに対し、後者は長期にわたる行軍・野営・陣地生活のための野外生活装備品とそれらの装着ベルトに関心を向けるのである。

私が**下4**で「二〇年に及んだ『論争』がようやく終幕を見た」と最終宣言をしてはや八年、しかし捲土重来、松本氏は「論争が継続している」との認識のもと、**松4**を発表した(『統』誌に掲載されているという)ことは、同誌編集委員会も同じ認識ということである。私としては**下4**までで論じるべきことは論じており、腰縄Ⅱベルトで確定済みなのであるが、**松4**末尾で「いざれも決定的な決め手には欠けるもの」と謙遜しつつも、「氏(下向井)への有力な反証には成り得ている」とするので、気は進まないが、その反証について検証しなければならぬ。

さてこれから**松4**の「有力な反証」なるものを検証していくことにするが、松本氏と私にしか通じない言葉の応酬では論文の名に価しないし、学界に裨益するところはない。生産性の乏しい議論ながら、これまでも私は日本古代史研究・律令軍制研究の進展に何かしら寄与しうる論点を付け加えて応答するようつとめてきた。本稿は、松本氏が終始よりどころとしてきた国語辞典の語義説明について、①近世・近現代の戎具呼称としての「腰縄」、②民俗学・民具学が見つめてきた多種多様な「腰縄」、この二つの方向から言語史的に検証するとともに、**下4**で論じた、遠征軍の兵站と個人装備品における縄の重要性について、また軍士の装備品検閲の実態に即した検閲簿装備品配列について補足再論することによって、松本氏の「腰縄Ⅱ捕縛具」説に成り立つ余地はないこと、腰縄が装備品装着ベルトであること、を再確認するものである。

一 松4の「論点を整理」と「問題点を指摘」の問題性

これまでの「論争」の経緯については、**下4**で「歴史学の方法」という観点から整理して論じているので繰り返さない。今回の**松4**も新味はなく、辞書項目記事・字句検索結果の引用や鎌を帯に差す人物埴輪情報提示などに終始しながら、従来と同じ主張を繰り返しているだけで、とても「有力な反証」とはいえず、**松3**同様、「形式・内容ともに学術論文の体をなしていない」(**下4**)。そもそも「はじめに」の「論点を整理」と「問題点を指摘」が問題である。

松本氏があげる論点・問題点の「第一点」。松本氏は、**松2**で腰縄Ⅱ捕縛具の決定的証拠とした「面縛」を、小林春樹氏の研究^③に依拠する**下2**の指摘(面縛は投降者が自身を縛って出頭する降服儀礼)を受けて**松3**で撤回した。しかし戦場では敵兵を縛るから検閲簿の腰縄はやはり捕縛具である、検閲簿未記載の多目的消耗品の縄での捕縛はありうると

する**下4**の想像のほうが「問題」である、という。決定的証拠のはずの面縛が証拠ではなかったのだから、普通なら自説の全面撤回だが、松本氏にとって腰縄Ⅱ捕縛具は、「おそらく」「可能性は高い」(松2)と断定的表現を避けてはいるものの、論証を超越したアプリアリらしい。腰縄Ⅱ捕縛具という不動の真理が面縛に現象していると勘違いしただけであるから、その誤謬が明白になっても真理は不動なのである。しかし「問題」は、私が「松本氏の憶測に従って想像した」多目的消耗品の縄にあるのではなく、松本氏が「腰縄Ⅱ捕縛具」という憶測の立証責任を果たせないことにある。戦闘では敵兵を縛るから腰縄は捕縛具であるという、具体的論証作業を経ない乱暴な議論は、学問の世界では通用しない。多目的消耗品の縄(後世の「用心縄」「細引き」)の重要性については本稿第五章で詳述する。

「第二点」では、腰縄のある検閲簿二行目を装束欄とする**下1**以来の私見をあらためて否定し、およそ根拠たりえない抽象論(天皇権力強化に捕虜が不可欠など)と後世の語感から腰縄を捕縛具とする持論を再確認する。松4本論では、腰縄がある二行目の品目の共通点についてはじめて言及し、「身体各部に付ける品目」と定義したうえで、腰縄は腰に付ける縄だから二行目にある、とする。本稿第七章で詳述するように、身体部位にまとう装束と身体部位(腰)に吊すアイテムを共通項で括ることはできないばかりか、なによりも検閲簿装備品一八品目のすべては(持つ、担ぐを含めて)「身体各部に付ける品目」であり、完全に論理破綻している。なお「腰縄Ⅱ腰に付けて携帯した縄」説を突き詰めていくと、「腰縄Ⅱ捕縛具」説を自ら裏切り、**下4**の多目的万能ロープ説に接近していくことになりかねない。

「第三点」は、「腰縄Ⅱベルト」説で「問題」なのは、「帯」と明記していないことであり、「帯」と表記していないからベルトではない、と断じる。私は、帯と書いていない腰縄が帯(ベルト)であることを「歴史

学の方法」によって論証したのであり、「帯」の表記がないことが「問題」なのではない。問題なのは、繰り返すが「腰縄Ⅱ捕縛具」という松本氏の憶測Ⅱアプリアリである。ここでも松4本論でも、帯の素材・形状の重要性を強調し、辞書の説明に寄りかかりながら、形状・材質から縄は帯として不適で、だから「腰縄Ⅱベルト」説は成り立たないと何度となく確信をもって主張する。しかし私は本稿の中心をなす第四章で、作業用ベルトを腰縄と呼ぶ豊富な具体例を紹介しており、具体的事実が、松本氏の「腰縄はベルトに非ず」説・「縄Ⅱ帯素材不適」説をとことん裏切り、下向井批判を根底から覆す。松本氏は松4末尾あたりで、装備品二行目に「腰縄」ではなく「腰帯」とあれば装束(被服)関係品としてまったく問題はない」とこともなげに書いている。腰縄を作業用ベルトとする用法がひろく存在するのだから、今度こそ「まったく問題はない」と納得したうえで「腰縄Ⅱベルト説」に賛意を表していただけのものと

思う。

「第四点」は、松3「上衣・帯セットだけ検閲後官給、ゆえに検閲簿未記載、だから腰縄はベルトではない、したがって腰縄は捕縛具である」論を否定し、二行目冒頭の「□袴」の欠損部を上衣と推定する**下4**の議論を、軍服官給論を否定するものであり「問題」であるとす。私ははじめから二行目を「軍装」(下1)・「制服」(下2)・「軍士制服一式」(下4)としているとおり、軍服官給論を否定しないばかりか、全装備品官給論の立場に立って議論してきた。下4は、松3のなかで「唯一評価すべき点」は「衛士装束一式官給」論であるとしたうえで、装備品検閲はフル装備だからこそ意味があり、「上衣・帯」セットだけが検閲後に官給されるのでは検閲にならない、未官給品があるなら全品目の官給を待つて検閲する、と指摘したのであった(3)。松本氏の主張は軍服官給論ではなく「上衣・帯セットだけ検閲後官給」論なのである。「問題」なのは、この「上衣・帯セットだけ検閲後官給」論という奇抜な議論を持

ち出すことによつて、「腰縄Ⅱベルト」説を無理矢理否定し、「腰縄Ⅱ捕縛具」を立証しようとする、強引さである。この点についても本稿第七章で詳論する。

以上みてきた**松4**「はじめに」があげる四つの「論点」「問題点」は、**松4**本論でも繰り返される。私には論点の整理にも問題点の指摘にもなっていないと思われるのであるが、初学者向けの入門書では松本氏のこの論点整理が好意的に紹介されており³⁾、法令軍制研究の憂慮すべき現状の根深さを垣間見させてくれる。

私にとつては腰縄問題はすでに決着済みであり、腰縄Ⅱベルト説をあらためて立証する必要はないのであるが、松本氏に得心してもらうために、さらに広く古代史研究者にわかってもらうために、粘り強く説明をしていきたい。以下、**松4**が紙幅を割いて援用する辞書の語義から出発し、そこに紹介されている用例を窓口にして民俗学・民具学の成果に事例を求め、その新鮮な世界を巡ることによつて、私見をより具体的かつ確実なものにしたい。古代史学と国語学・民俗学をコラボさせた言語史的考察になればと思う。

二 語義研究の重要性

松本氏は**松1**で、『日本国語大辞典』があげる「(一)腰に付けて携帯した縄」の語義を引く、「調査報告書」の「捕縛等、種々の用途に供したものであろう。」という解説に寄りかかつて、検閲簿二行目の装備品「腰縄」を「軍団兵士が本来的に捕縛等の罪人追捕職務に深くかかわっていたことを示す」と述べた。松本氏は、議論の出発点から「寄りかかり」だったのである。**松2**では、「腰縄」の字面のイメージから現代日本の拘禁具の通称「腰縄」を連想して⁴⁾、その淵源を検閲簿の腰縄に求め、軍団兵士Ⅱ治安維持武力説(罪人追捕中心任務説)の論拠としたのであつ

た。この先入観Ⅱアプリアオリが松本氏の議論の原点である。その素朴な先入観にもとづく捕縛具説は、私の指摘ですぐに誤謬が露呈するような論拠(たとえば「縄解」「面縛」「上衣帯検閲後官給」など)を次から次に繰り出しながら、変容を遂げていく。すなわち罪人捕縛具から戦闘における敵兵捕縛具に力点は移動し(**松3**・**松4**)、捕縛具としての腰縄から軍士自身の腰に吊す腰縄へと、語の成り立ちの理解も変異していく(**松4**)。罪人捕縛・敵兵捕縛に特化した、相手の腰に巻く腰縄、という一貫した自説を固守したまま、軍士自身の腰に吊す腰縄でもあるという両義性を有する縄になってしまった⁵⁾。後者に重心が移っていけば、やがて前者の語義は相対化され、**下4**の「多目的万能ロープ所持説」(後述する「用心縄」「細引き」に相当する縄)に接近するのではないか懸念される(それが正しい道なのであるが)。松本氏がかたくなに固持する先入観から自身を解き放つてもらうためには、「腰縄」の多様な用例・用途・語義についてあらためて検討してみる必要がある。

以前「官底⁶⁾」という論稿を書いたとき、その冒頭で、「かつて佐藤進一氏は、歴史学における実証的方法について論じられたさい、史料の正しい解釈にとつて不可欠であるべき個々の用語の言語史的考察の必要性について指摘され、『個々の用語の豊富な使用例を挙げて、発生・死滅の時期、使用者の階層的性格、語義の転化などを説明した文献が是非欲しいものである。』との指針を示された」と述べた。あらためて用語の言語史的研究の重要性に思いを致しながら⁷⁾、佐藤氏の言葉をかみしめた。

松本氏は、辞書項目が示す語義をあげて自説を根拠づけることを好む。辞書の語義を考察の手がかりにすることは大切なことであるが、それに寄りかかりすぎたり、そこに止まっていたり、研究を深めることはできない。氏は、どの辞書にも腰縄を「帯」とする語義・用例はないから、腰縄は帯(ベルト)ではない、検閲簿の腰縄に「帯」の字が含まれていな

いから帯ではない、また辞書の縄帯の「腰にくひ入る縄帯」という用例から、縄はベルトの素材として不適であるなどと述べ、「なぜ帯と明記されていないのか、このことに関して、氏(下向井)からのコメントはない。」と厳しく迫るのである。しかし辞書の示す語義・用例を表面的に並べても、辞書以外の多様な資料に腰縄を「帯(ベルト)」とする豊富な使用例があれば、松本氏が辞書説明に費やした紙幅のすべては水泡に帰し、反故になって空しく舞い散ってしまう。

さて腰縄の一般的語義は「腰に付ける縄」であり、『日本国語大辞典』をひもとけば、(1)腰につけて携帯した縄。(2)軽罪の囚人を護送する際に、囚人の腰に縄を掛けること。また、その縄や、それをかけられた人。(3)江戸時代、武士を未決勾留する場合に用いた拘束方法。ただ腰に縄を巻くだけでなく、両腕が延びないように羽がいじめにしばるもの。ただし、本縄のような厳重なものではない。の三つをあげる。たしかに「縄帯のこと」とか「腰に巻く縄製のベルト」という語義は見当たらない。他の辞書も同じである。そこでこの辞書の語義・用例を手がかりに、腰縄について具体的に検討していくことにするが、江戸時代の武家刑法に特有の用法(3)については対象から外す。

三 戒具「捕縄」と「腰縄」

『日本国語大辞典』の腰縄の語義(2)は、「腰縄」が、①囚人の腰に縄を掛ける行為・方法、②囚人の腰に掛けられた状態の縄、③腰縄を付けた人(腰縄付き)、を意味しているのであって、囚人の腰に掛けるために用意されたアイテムとしての縄の名称を意味するものではない、と解釈することができる。吉川弘文館『国史大辞典』には「江戸幕府の被疑者・犯罪者戒護の一方法で、捕縄を用いた縛り方」、小学館『日本歴史大事典』には「江戸時代、軽犯罪者を逮捕したときや護送時の戒護

方法。犯罪者の腰に捕縄をかけ、両腕を羽交締め縛った。」とある。このように辞書の語義を厳密に読んだだけでも、被疑者・犯人・囚人を拘束・護送するために腰に捕縄を掛けること、掛ける方法、彼らの腰に掛けられた状態の捕縄を、「腰縄」ということがわかる。

このことは以前から漠然と気付いていたことであるが、今回、関係法令や人権派弁護士著作、あるいは捕縄術の本などを読んでみて、近世以来、捕縛具・戒具として「腰縄」という公式名称の縄は存在しないことがはっきりした。明治四十一年(一九〇八)施行の旧監獄法、それを継承する現行刑事収容施設法で、収容者の腰に付ける戒具⁽⁹⁾としての縄のことを「捕縄」(旧監獄法)・「捕じょう」(現行法)といい、「腰縄」とはいわない(ただし警察官・刑務官が装備品「捕縄」をジャーゴンで腰縄と呼ぶかどうかは確認していない)。にもかかわらず、被疑者の逮捕・連行・護送・取調、被告人の法廷尋問という、普通「手錠腰縄姿」を連想するのはどうしてなのだろうか。松本氏もその陥穽にはまって、検問簿の腰縄を軍団兵士の罪人捕縛具と直感してしまったのであった。戒具としての腰縄の問題を解くためには、「法社会学」的アプローチが必要である。

市民社会・人権団体・弁護士会・法廷では、法律用語の「手錠及び捕じょう」ではなく、「手錠腰縄(姿)」の語を使い⁽¹⁰⁾、被疑者・受刑者の人権問題、「人間の尊厳」の問題として捉える⁽¹¹⁾。近世以来、世間は被疑者・受刑者が厳密には捕縄という縄を腰に付けられて連行される姿を「腰縄」・「腰縄付き」と呼び、憎悪、怒り、侮蔑、嫌悪、好奇、憐愍、同情、悲嘆、さまざまにまなざしを向けて見物し見送ってきたのである。われわれが逮捕・連行に「腰縄」を連想するのは、こういう背景があるからであろう。このことは法社会学・歴史学の観点からも重要な点であって、「腰縄(姿)」は、近世以来、被疑者・受刑者を社会から隔絶孤立させ、人格を否定し、辱め、絶望させ、見せしめ・晒し者にする演出装

置としての役割を果たしてきた、ということである。市民・人権派弁護士が「手錠及び捕じよう」ではなく「手錠腰繩」の語を使うのはこの点を重視するためである。

近世以来の捕縄術¹³には、早繩と本繩があり、早繩は乱暴狼藉を働くものを即時に制御拘禁したり、犯罪人を逮捕する場合の捕縄術で、捕手繩ともいう。本繩はすでに捕らえた犯人を押送する場合の、(犯罪の軽重、犯罪人の身分・男女などと異なる)一定の縛縄方式による縛法であり、護送繩ともいう。藤田西湖氏はどちらの繩も「腰繩」とはいわず、前者の繩を早繩用捕縄(明治に入ると逮捕用捕縄)、後者の繩を本繩用捕縄(同じく押送用護送繩)という、といっている。藤田氏はさまざまな流派における本繩の種々の縛り方の膨大な図解を紹介しているが、「腰繩」はそのなかにただ一つ、腰に繩を二重に巻き、それとは別の長い繩で後ろ手に縛りその残りを、腰を巻いた繩の後ろに通して長く編み上げる縛り方として紹介されているだけである。凶解されたどの縛り方も腰の位置で後ろ手に縛って残りを垂らしており、捕吏・刑吏はその先端を持って引き立てるのであるから、本繩は広い意味ではすべて「腰繩」の俗称で呼ばれるのであろうが、捕縄術(縛り方)の用語としての「腰繩」はきわめて限定的なのである。このことも、腰繩が、捕縄術のテクニカルな関心を越えた、罪人・囚人を絶望させ、辱め、見せしめ・晒し者にするという心理的・社会的効果に重点を置いた用語であったことを示している。後ろ手に腰の位置で縛って連行する腰繩の、アイテムとしての繩自体は「腰繩」とはいわず、近世・近現代を通じて「捕縄」だった。したがって『日本国語大辞典』の腰繩の語義(2)に照らした場合、戒具のアイテム名として「腰繩」というものは存在しない。

私がアイテム名か否かにこだわるのは、検閲簿の「腰繩」が征夷軍軍士の装備品の公式アイテム名だからである。アイテム名ではない近世以降の腰繩のイメージを遡及させても征夷軍軍士の装備品のアイテム名

「腰繩」に辿り着くことはない。検閲簿のアイテム名「腰繩」を、先入観によつて罪人捕縛具・敵兵捕縛具とイメージしてはいけないのである。このように、松本氏のよりどころである語義(2)を突き詰めていくと、「腰繩＝捕縛具」説は否定される。

四 自身の腰に巻く縄ベルト 縄帯

1 湯灌・神事の縄帯・腰繩

『日本国語大辞典』をはじめとする辞書類にみえない腰繩の語義として、「自身の腰に巻く縄ベルト。縄帯。二重に巻いて作業用の道具を挟む場合が多い。」をあげよう。腰繩は「帯」と書いていないから帯ではない、というのが松2の下向井説否定の大きな論拠であり、松3・松4でもそれを繰り返す。しかし腰繩の語には帯(ベルト)の用法があり、それを縄帯と言ひ換えている場合が多いのである。

まずあげたいのは、現代でも行われている、葬儀の湯灌における腰繩である。伝統的な葬儀では、「縄帯・縄襷」を着けた血縁者が死者を湯灌して納棺する習俗があり、湯灌者が着ける縄帯は藁縄だった。この湯灌の縄帯のことを、山梨県市川大門町や福島県いわき市、茨城県土浦市などでは「腰繩」といっている。祭祀装束と共通する縄帯・縄襷の装いのなかに、仏教以前の原始的心性に由来する呪術・宗教的観念を読み取る研究もある¹⁴。腰繩には「自身の腰に巻く縄」すなわち縄帯の用法が存在し、腰繩と縄帯が互換性ある同義語として使われており、縄帯・縄襷の習俗が仏教伝来以前に遡る可能性があるということは、非常に興味深い点である。縄帯と腰繩の言い換えは湯灌装束だけに限られるとみる必要はなく、むしろ一般的なこの言い換えが、湯灌でも行われているとみるべきである。このことはこれからの事例紹介で明らかになっていく。

男性が腰繩を締めて参加する祭礼・神事が各地に存在する。たとえば

和歌山県新宮市神倉神社の御燈祭では白装束の上り子（のぼりこ・あがりこ）が荒縄の腰縄を巻いて練り歩き¹⁵、奈良市柳生の八坂神社では上町下町の宮座衆が秋祭りを前に、精進潔斎のため編み笠、腰縄、数珠、藁草鞋、白装束姿で土用の水垢離神事を行うという¹⁶。輪島市名舟町に伝わる奥津比咩神社の名舟大祭では御陣乗太鼓が奉納され、かがり火が燃えさかるなか、異様な面をかぶった男衆が野良着に腰縄を巻き、海藻で作った髪を振り乱し、怒声やうめき声を発しながら、乱れ打ちを披露する¹⁷。腰縄を締める祭礼・神事は全国いたるところにあるだろう。

2 海女の腰縄

次は海女の付ける腰縄である。『日本国語大辞典』は「腰縄」の語義（1）「腰に付けて携帯した縄」の用例として、延宝九年（一六八一）刊『西鶴大矢数¹⁸』第二三の「山は春 大からくりで頭て（松意） 蟹の腰縄 霞引見ゆ（嘉雪）」を引く。当時上方で人気の「大からくり」で、おそらく花と若葉で彩られたからくり仕掛けの春の山を背景に、海女の腰縄がからくり仕掛けで霞のようにたなびいているのであろう。海女が長く漂う腰縄をつけていたことを、元禄期の上の方の人々はみな知っていたのである。

平成二十二年（二〇一〇）・二十三年度に三重県教育委員会が行った海女の習俗の実態調査報告書¹⁹に引かれた、明治十八年（一八八五）の福地復一の調査記録²⁰は、志摩の海女のテングサ採集について、『イソノケ』ト称スル桶ニ長キ棕櫚縄ヲ附ケ、コレヲ腰ニ結ヒ『トツタ』ト称スル手綱ヲ持チ、…桶ノミヲ海上ニ浮ベ『トツタ』ヲ携ヘテ海水ニ没入シ、海底ヲ探リテ石花菜ヲスクヒ、凡 十分時間ヲ経テ浮ミ出テ『トツタ』ニ取り集メタル石花菜ヲ『イソノケ』ニ遷シ…と紹介している。海面に浮かべた磯桶に取り付けた長い棕櫚縄の端を腰に巻き、「トツタ」（網袋）をもって海底に潜り、採ったテングサをトツタに入れて海上に浮かんで磯桶に移してまた潜る、というのである。海女の腰に

結んだ長い棕櫚縄が、西鶴大矢数の「海女の腰縄」である。この福地報告ではトツタは手に持っており、道具について記述はないが、実態調査報告書の道具一覧表では、網袋は腰に巻くことあり、アワビ漁ではノミ・カギノミ、海藻漁ではカマ、エビ漁ではクマデが使われている。これらの道具を使う場合、腰縄に挟むことになる。「海女の腰縄」はたんに命綱であるだけでなく、道具を挟む作業用ベルトだったのである。

田辺悟氏『海女（あま）』第四章「海女の民具」のなかで、稲藁（地域により棕櫚縄・麻縄）で作った「腰縄（ハチコ）」が取り上げられている。「アマが裸潜水をおこなう際、腰に縄を巻いて作業をする地域があり、「この腰縄を『ハチコ』と呼び、「アワビをおこす鉄製の籠（磯金）をハチコに差して潜ったり、（アワビを見つけたとき目印にする）キリガイをハチコの左腰につけておいたりするため、いわば、セットで用いる」（二六五頁）と説明している。腰縄と用具はセットなのである。この腰縄（ハチコ）は、地域によっては腰綱・胴綱と呼ばれる（二六六頁）。

漁業史研究・海民研究の開拓者羽原又吉氏は『漂海民²¹』のなかで、「腰綱はアサとか布片、またはワラシメナワ様のもの、これを腰に二まわしてイソノミをさした」と描いている。羽原氏は、腰綱には他に（編袋や取り損ねた貝の目印（前記のキリガイ）、海藻を切る鎌なども挟んだ、とする（七二七―七三頁））。腰縄を腰綱と言う地域があることは前記のとおり田辺氏も書いており、後で述べる中世弓術における的付けの蟬の場合も同じであるから、腰縄と腰綱は中世以来ごく普通に行われた言い換えだったのである。「海女の腰縄」は、潜水漁で使う道具を装着する命綱付き作業用ベルトだったのである²²。

西鶴の時代の「海女の腰縄」以来²³、現代までつづく腰縄潜水漁は、遡って奈良時代の天平五年（七三三）三月、自邸で遣唐大使多治比広成と対面した山上憶良が広成に献じた「沈痾自哀文²⁴」の詩句「釣漁河海

者」に付した『万葉集』本文註、「女は腰に鑿籠むすこを帯びて、潜ひそきて深き潭たにの底に潜ひそき採る者をいふ」にみることもできる。八世紀の「鑿籠むすこを帯び」た海女も、次述の『日本書紀』允恭紀の説話からみて腰に巻いた繩なわに鑿むすと籠こを装着していたのであり、現代の海女の腰繩こしなわ（ハチコ）と同じである。必要な道具を装着するベルトという点で、同じく八世紀末〜九世紀初頭の征夷軍軍士の腰繩こしなわに通じる。なお松²は、『日本書紀』允恭紀十四年九月十二日条の「腰繫こしなわ繩入こしなわ海底」の記事を、罪人・捕虜の拘禁具「腰繩」へと展開していく「身体を確保する最も合理的な方法」という奇抜な表現で紹介する。この記事は、允恭天皇の命によって阿波国の白水郎（海士）男狭磯おさしが、明石の海で「腰に繩なわを繫ひけて海底に入り」、巨大な真珠を採ったという説話であり、古代の海士・海女が作業用ベルト「腰繩」をつけて潜水漁をしていたことを物語る初見例という点で、重要なのである。この腰繩潜水漁がさらに『魏志倭人伝²⁶』の「末盧国、……人好捕魚鱧、水無深淺、皆沈没取之、……今倭水人、好沈没捕魚蛤」まで遡るとすれば（腰繩の素材は藁ではないかもしれないが）、ますます興味深い。考古学からの意見を聞いてみたい。

以上の考察から、「海女の腰繩」は、古代以来の潜水漁の、命綱付きの道具装着作業用ベルトであること、したがって『日本国語大辞典』の語義（1）「腰に付けて携帯した繩」の用例としては適当ではなく、さきの湯灌装束の腰繩とともに、新たに加えるべき語義、すなわち「腰に巻く繩製のベルト。繩帯。」の用例としなければならないことが明らかになった。

3 宮崎県椎葉村焼畑農業における腰繩

現在もなお日本で唯一焼畑農業が行われている宮崎県椎葉村では、腰繩（腰巻とも）が使われている²⁷（図1）。腰繩を二重にやや強めに腰に巻き付けて、灌木や枝の伐採に使う鉋くわや蔓草を刈る鎌を、腰繩と腰の間に差し込んで携行する（図2）。海女の腰繩と同様、道具を挟む作業

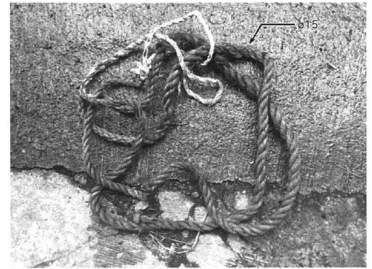


図1 椎葉村焼畑農民の腰繩



図2 腰繩を巻いた焼畑農民

用ベルトである。また宮崎県の伝統的な農作業着タナシ（筒袖）は「繩帯」で胴を締めていたという²⁸。椎葉村の焼畑農業で腰繩こしなわというのだから、宮崎県の農作業着の繩帯は腰繩とも呼ばれていたと類推することが可能である。後述のように鳥取県では野良着の繩帯と腰繩は同義語として使われていたので、このように理解して大過ないと思われる。宮崎県ではその確証をまだ得ていないが、節をかえて詳述するように、古代以来の最も一般的な生業である日本の農業において、全国的に野良着の作業用ベルトとして繩帯＝腰繩が一般的であったと、ほぼ断定できる。今後も気長に事例探訪を続けたい。

4 腰繩いろいろ

この研究では、海女の腰繩を作業用ベルトのいわば指標として検討を進めているが、ネット検索してみるとほかにも面白い事例がいくつもあつた。まず萱葺き屋根の葺き替え作業で使う繩帯・腰繩について、徳島県・山口県の事例を紹介しよう。徳島県名西郡神山町では、萱葺き屋根の葺き替えは専門業者を集落の男衆が手伝う形で行われ、専門業者は「繩帯」にカマなどの道具をはさんだ出で立ちだという²⁹。山口県萩市では、市内「鈴野川の茅葺職人集団」太子講の人たちは、腰繩こしなわをまきます。こ

の腰繩に鎌を差したり道具や繩の端をちよつと挟み込んで作業していきます。わらの繩と一部には棕櫚繩を使います⁽³⁰⁾。」と紹介されている。徳島県の繩帯と山口県の腰繩は同じものであり、地域によって呼び方が違うのか、併用される語彙なのかはこれだけではわからないが、互換可能な同義語には違いない。屋根葺きでも命綱付きの腰繩・繩帯に道具を挟んで作業が行われるのである。

また神奈川県相模原市緑区(旧津久井町・城山町)で行われてきた陸稻栽培では、堆肥と混ぜた種籾を肥ザルに入れ、重いザルを腰に回した腰繩に巻き付けて種播きしていたという⁽³¹⁾。ここでは道具を腰に差してはいないが、陸稻栽培の腰繩は、後述する野良着の腰繩に解消されるものだろう。

さらに東京湾の貝漁では、馬鋏に籠を付けたような捲籠まきかごで海底の砂泥を掘り起こしてハマグリ・アサリなどの貝類をすくい採る漁法が行われていた。捲籠には大中小があり、大は船で引く大がかりなもので、中は人が海中に漬かって海底の泥に埋まった腰捲籠を腰繩で引っ張りながら曳く⁽³²⁾。長い繩の一端を腰に巻き付け一端に腰捲籠を結んだものが腰繩である。海女の腰繩(ハチコ)に似ているが、この場合も道具を腰に差すことはないようだ。

こうしてみるとまだまだ様々な生業・作業において腰繩が使用された(されている)と思われる⁽³³⁾。これからも民俗学・民具学の調査・研究の成果を探索してみたい。

5 野良着の繩帯・腰繩

さて、前述の湯灌の「繩帯(腰繩)・繩襷」という出で立ちは、『日本国語大辞典』が「繩帯」の用例としてあげる寛永十年(一六三三)刊『犬子集』所収の望一の句に、「いくすぢも 有野路山道 草木刈 袖は繩帯 繩襷⁽³⁴⁾」と描かれた、近世初期の農民の「草木刈る」野良仕事・山仕事の出で立ちと共通する。湯灌の清浄な繩帯・繩襷姿は日常労働の

作業着姿の投影でもあったのである。繩帯は、松4が強調するような、通常は使わない特殊な帯ではなく、近世初期のごく普通の農民が野良着の腰を締めるごく普通の帯だった。

近世中期の宝暦三年(一七五三)、年貢増徴に反発した大和国天領預所芝村藩惣百姓が減税を要求して立ち上がった。いわゆる芝村騒動であるが、その吟味に当たった幕府勘定奉行一色周防守は、江戸に召喚した芝村藩村々百姓に対して、困窮は生活が贅沢になったからだと言いつけ、百姓と申者タゞツゞレギレヲ相着し、帯等も繩帯を致、昼夜共相働キ精出し申候得者、困窮致候事無之⁽³⁵⁾、

と言いつけた。百姓の質素儉約を、つぎはぎのボロ着と繩帯を例に言い表しているのが興味深い。幕府の役人たちが思い描く百姓のあるべき姿は、ボロの野良着に繩帯だったのである。近世中期の先進地帯では百姓のボロ着・繩帯は過去のものになっていったことをうかがわせる発言でもあるが、元来、ボロ着・繩帯が百姓の野良着姿の典型であったことを物語る。

また一八世紀末に編まれた『奥民図彙⁽³⁶⁾』に、津軽藩の農民の野良着姿が各パーツの解説付きで図解されている。図中、背中に鎌を挟んだ帯に解説は付いていないが、あきらかに二重に巻いた繩帯である。さらに近世後期の住吉派絵師白波瀬尚貞の筆になる、二幅一対の『農耕掛物』に描かれた稻刈りする野良着姿の農民は、繩帯を締めている⁽³⁷⁾。こうしてみると繩帯は、特殊どころか近世百姓のごく普通の労働用ベルトだったことがわかる。それは当然ながら、中世農民の野良着に遡る。

松4が参照した『日本常民生活絵引⁽³⁸⁾』第二巻の259「拝む姿勢」にあげられた、繩帯を締めた鎌倉時代の農民の姿は興味深い。『一遍聖絵』の一遍臨終の場面の一部であるが、地面に置いた荷繩と竿と鎌の傍に跪座する男と、鎌を帯の背に挟んで跪座する男が、ともに合掌して臨終の一遍を拝んでいる様子が描かれている。絵は二人の帯に斜線を施して、綯

った縄であることを表現しており、絵引はこれに「縄帯」の語彙を当てた。

この絵を松4は、「鎌は荷縄を切るための道具」、「荷縄の一部を切って『縄帯』として利用したもの」、「荷縄を扱うという特殊な状況下の姿を描いたもの」という不可解な説明をする。松2で検閲簿三行目の「縄解」を、「腰縄」とセットで使われる、腰縄をほどくためだけの器具といったのに似た奇抜な発想である³⁹⁾。

しかし画面はどうみても、農作業の途中に一遍の臨終を知って駆けつけた農民たちである。野良着姿の農民が自然に描かれており、当時の農民にとって野良着を縄帯で締めるのが普通の姿だったことを示している。一遍臨終は正応二年（一一八九）八月二十三日（西暦九月九日）、早稲の収穫期にあたり、鎌は収穫のためのものである。竿と荷縄は絵引同巻241「稲・草の運搬」にあるように、刈った稲束を竿の両端に振り分けて括って天秤式に担いで運ぶのである（二人一組なら、駕籠籠き式に担ぐ）。「荷縄を扱う」のは「特殊な状況下」ではなく、ありふれた農作業の一齣である。

『一遍聖絵』が描く野良着に縄帯姿は、『犬子集』が詠む近世初期の農民にとってと同じく、中世農民にとってごく普通の出で立ちだった。中世・近世の農民の間では、湯灌の場合のように、野良着の「縄帯」と「腰縄」は互換される言葉だったはずである。まさに椎葉村の焼畑農業の作業着の腰縄のところでも少し触れたが、この想定は根拠のない飛躍ではない。民俗学・民具学の地道な調査研究に耳を澄ませてみたい。福井貞子氏『野良着（のらぎ）』⁴⁰⁾には、「明治中期から末期に着用した野良着について、古老の話をまとめると、『男は着物（長着物）の裾を後方から下へ、細帯か縄帯で固定して仕事着とした。下衣に股引や腰巻をつけ、膝から下には脚絆か脛巾を巻いた。腰紐は、ボロ布と藁で縄になったベルトに、手拭いや鎌をさした。』（一一二頁）、また農民が山林伐採、雑穀・

芋類栽培、コウゾ刈り取りなどの山仕事で着る山着は、厚手の刺し子の筒袖で、「縄帯を腰に巻き、必ず…鉋や手鎌を腰帯にさしていた。』（五五〜五六頁）、「男性の縄帯と股引が昭和中期には廃れてきた」（一八三頁）と記述されており、鳥取・島根両県の農民は野良仕事・山仕事において野良着に縄帯を着け、縄帯に鉋や鎌をさしていたことがわかる⁴¹⁾（とくに山仕事）。『一遍聖絵』の野良着姿、『犬子集』の描く山草刈りの野良着姿、椎葉村焼畑農業の作業着姿と基本的に同じである。

私は福井貞子先生に私信で野良着の縄帯と腰縄の関係について教えを乞うた。先生はすぐに丁寧な御返書を下さり、「『縄帯、腰縄』は同意語だと思えます。明治生まれの祖父はよく使い、『山草刈りは腰縄を付けよ』と教えられて、腰に巻いた負綱で刈草を背負った事を想い出します。」という貴重な証言をいただいた。御教示を得た後になって『野良着』のなかに、田植えの作業着がナイロンのカッパに変わった昭和五〇年代になっても、「昔から伝承した着衣がいまも残され」、「苗は（プラスチック製の）籠に入れて腰縄に吊り下げた」と、縄帯をごく自然に「腰縄」と言い換えている記述があることに気がついた（一〇四頁）。野良着の縄帯と腰縄は日常的に互換使用される同義語彙だったのである。絵引は、跪いた農民の帯に「縄帯」の語彙を当てたが、「腰縄」の語彙を当てたとしても、中世農民はべつだん首を傾げはしないだろう。

中世・近世・近代史家の間で、野良着の帯として縄帯≡腰縄が普通に使われていたことは知られているのだろうか。もしそうでないようなら、ここで、縄帯≡腰縄が中世〜近代の農民の一般的な農作業用ベルトであったことを確認しておきたい。このことが、文献史学・民俗学の共同作業によってこのようなかたちで証明されたことの意義は大きいと思う。

なお、福井氏『野良着』には、山陰地方の半農半漁の人は灘着という作業着に「縄かロープのような紐で腰をたるませて結んだ」帯をつけて漁獲作業に従事していたとも記されている（四一頁）。漁労着も縄帯≡腰

縄だったのである。

ここまでの事例紹介によつて、縄帯が、「腰にくいこみ人体に苦痛を与える存在であり、本来縄は帯として使用されるものではなかった」、という**松4**の主張（類似表現が数カ所ある）、また腰縄は「帯」と書いていないから帯ではないという主張が、完全に根も葉もない、とんでもない妄説であることは誰の眼にも明らかであろう。こうして素材・形状を強調する松本氏の downward 批判のよりどころもまた崩れさった。

以上、民俗学・民具学の成果に導かれて、湯灌・神事の腰縄からはじめて、古代にまで遡る海女潜水漁の腰縄に詳しくふれ、焼畑農業の腰縄、屋根葺きの腰縄、陸稲播種の腰縄、貝漁の腰縄をながめ、最後に野良着の腰縄を重点的にみてきた。湯灌・神事の腰縄を除けば、道具を腰縄に差すかどうかは別にして、共通するのは作業用ベルトという点である。このうち海女の腰縄は確実に八世紀（さらにいえば『魏志倭人伝』の時代）まで遡る用法である。

作業用ベルトのことを腰縄という用法が八世紀に存在するということは、征夷軍軍士装備品検閲簿の腰縄が二行目装束欄にあることとともに、検閲簿の腰縄が何なのかを同定するうえで決定的である。征夷軍軍士の行軍・野営・陣営生活は特殊な野外活動（作業）であり、三行目に列举された装備品を装着しながら行われる。検閲簿の腰縄は、民俗学・民具学が取り上げる多種多様な生業・作業で使われる縄製作業用ベルト＝腰縄の特殊な事例だったのである。検閲簿が「腰縄」としたのは、上衣を締める機能を表す帯と区別される、装備品装着ベルトであるということをはっきり示すためだったと思われる。検閲簿装備品リストを策定した政府担当官たちの名称選択の意識にまで立ち入ることは難しいが、私は担当者たちは装備品装着ベルトを表示する最適の語が腰縄であるという明確な認識のもとに腰縄の語を選んだのだと思う。松本氏は「なぜ帯と明記されていないのか」（**松4**）と回答を迫る。否定命題の証明は

「悪魔の証明」といわれるほど困難な証明であるが、これで回答になったであろうか。

民俗学・民具学の成果に学びながら到達したこの結論をさらに敷衍して逆転させるならば、八世紀末に、戦争という特殊な野外活動で征夷軍軍士が装備品装着ベルトとして使った「腰縄」の背後には、八世紀において稲作農耕をはじめ、山野河海・集落・都城を舞台とする様々な生業・作業・工事などで、一般的に使われた作業用ベルト＝「腰縄」の広大な世界が広がっていたことになる。古代史料のなかではこの検閲簿の一点しか存在しない「腰縄」の語句が、大袈裟かもしれないが、民俗学・民具学と古代史学を繋ぐ小さな架け橋として輝きを放つのである。検閲簿の「腰縄」がここまで貴重な二字であったことに、私はこのたび初めて気がついた。

ここで**松4**が否定的に紹介した六世紀の農民像埴輪に注目したい。『時代別国語大辞典 上代編』（三省堂 一九六七年）「おび(帯)」の項の「鎌を腰にした農民像埴輪は縄をしめている」という説明を検証した松本氏は、腰の背に鎌をさす六世紀の三例の埴輪について所蔵機関に照会して、帯が縄であるかどうか確証はない、という回答を得ている。その労を多としたいが、せっかくの回答を消極的にみるか積極的にみるかで、資料は生かされもするし殺されもする。前記のように、中世く近代の農作業、とくに鎌を使う作業（稲刈り・山草刈り）には縄帯＝腰縄の背に鎌を挟んで出掛けるのが一般的であった。腰に鎌を挟む農民埴輪の帯は、この文脈からいえば、『時代別国語大辞典 上代編』の解説のとおり、縄帯＝腰縄であったとみたい。

野良着の縄帯＝腰縄、さらに多種多様な生業・作業で使う腰縄が、日本列島に稲作農業文明が根付いてから、すなわち弥生時代以来ずっと使われ続けてきたなら、この議論をきっかけに追い続けてきたその終着点によろやくたどり着いたことになる。その終着点＝出発点に立って、万

感の思いを込めて快哉を叫びたいところだが、しかし稲作開始がただちに藁・縄利用に直結するものではないようだ。鉄鎌による稲株の根刈り法が普及した古墳時代になってはじめて藁・縄利用が行われるようになったらしい⁽⁴²⁾。腰に鎌を挟む農民埴輪が作られる時代には、すでに根刈り法が定着していたのであり、やはり埴輪のモデルは縄帯Ⅱ腰繩を巻いていたのである。すると卑弥呼の時代の潜水漁の腰繩の素材は何だったのだろう。稲藁ではない植物繊維の縄の作成・使用は、縄文土器の名称が示すとおり縄文時代には一般的であり、縄の遺物も出土しているようである⁽⁴³⁾。ここでも考古学の声を聞きたい。

6 的付けの腰繩

変わった例を紹介しておこう。「調査報告書」が紹介する『佐竹宗三聞書⁽⁴⁴⁾』には、室町幕府の弓場始の的付けで腰繩が使われるとある。難解な史料であり、「調査報告書」が「特に弓箭に関わる道具かとも思われるが詳細は不明である」、とするのも頷ける。松2はこの説明を、「腰繩Ⅱ弓箭にかかわる道具」説として紹介する。わからぬながら聞書を読んでおおよその意味を取ってみると、小笠原流弓術の的付けでは、的を固定するための留め具である「蟬」（蟬形の管）を的の三カ所に付け、蟬の管に「腰繩」を通して「蟬の腰」を二重に巻き（だから腰繩という）、的の裏で結んで的を棚に載せ、棚に差し込んだ的串（候串）に掛けたらしい。蟬の形状は図3⁽⁴⁵⁾の通りで、大きさは二寸五分だったという。このわずか八、二五cmの「蟬の腰」に巻く縄を「腰繩」といったのであり、「腰繩」（『弓馬問答』）とも「緒」（『佐竹宗三聞書』）ともいったようだ。

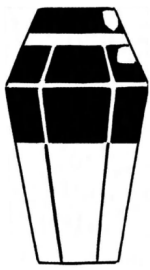


図3 的付けの蟬

なお腰繩は前記のとおり、海女の腰繩の言い換え表現でもあり、近現代では高所作業の安全ベルトの呼称であった。以上から、腰繩は腰と呼ぶ部位を持つ器具に巻く縄をさす語としても広く使わ

れたものと推察される。奈良平安時代の弓射儀礼や衛府の弓術訓練、奈良時代の軍団兵士の弓術訓練における的付けでも蟬が使われていたなら、的付けにおける「腰繩」の語は奈良時代まで遡ることになる。

本章でとりあげたのは、国語辞典に載せていない「特定の作業をするために腰に巻く縄製の作業用ベルトで、しばしば道具を挟む。縄帯。」という用法であり（湯灌・神事の腰繩は作業用ベルトではなく、蟬の腰繩は特殊であるが）、腰繩の語義の広がりを示す。海女の腰繩の用法は確実に古代にまで遡り、湯灌の腰繩、蟬の腰繩もその可能性が高い。野良着の腰繩も同様である。つまり征夷軍軍士の装備品装着ベルトが検閲簿二行目の「腰繩」であっても何ら違和感はないどころか、むしろ腰繩の用語法から見て最適の用語選択であったことは前述のとおりである。征夷軍軍士の装備品装着ベルトである腰繩も、次章で述べるように、丈夫なミゴを三つ組みにした藁繩（ミゴ繩）か麻繩を、二重に巻いたものだっただろう。松本氏が帯と書いてないから帯ではないと声高に主張しても、また「腰に食い込む」縄がいかに帯に不適かと辞書の示す語義だけに寄りかかって述べ立ててみても、事実が松本氏の主張を完膚なきまで裏切るのである。今後、国語辞典を改訂するさい、「腰繩」の語義のなかに「縄帯のこと。特定の作業で腰に巻く縄製作業用ベルトで、しばしば作業道具を挟む。また器具の腰部に巻く縄もいう。」を加え、用例として海女・椎葉村焼畑農民、的付けの蟬などを使ってほしい。そしてできれば征夷軍軍士の腰繩も用例に加えていただきたい。

五 用心繩と細引き

『日本国語大辞典』が「腰繩」の語義（一）「腰につけて携帯した縄」とし、『角川古語大辞典』が「捕縛などの用意のため、腰につけて携える縄」とする用例の一つが、『国性爺合戦⁽⁴⁶⁾』（第三）の一節である。明国

の臣鄭芝龍（老一官）と日本人妻の間に生まれた和藤内（鄭成功）が、韃靼に滅ぼされた明国復興のため父母とともに中国に渡り、父の亡き先妻の娘婿になっていた韃靼將軍の協力を求めようと居城獅子ヶ城樓門前に到る。將軍留守中の城兵は妻（和藤内母）だけ縛ったうえで入城させて娘（義娘）と面会することを認める。父一官は妻を縄で縛って城兵に引き渡す。そのとき「縄かけ給へ、一官どの」と促す妻に、夫一官は「力なく、用心の腰縄取出し、高手小手にしぼり上げたのであった。

ここで自身の妻を後ろ手に縛り上げた「用心の腰縄」は、人を縛ることを唯一の目的とする縄として所持していたわけではない。「用心」の字義通り、対人・対物・対環境への万一の備えとして腰に付けて携帯していた万能ロープであった。罪人の腰に巻かれた腰縄、自身の腰に巻くべルトの腰縄とは、名称は同じ腰縄でも、まったく別個のものである。ただし万能ロープだから、万一、帯が切れたときには代用帯にもなるし、万一、人を縛る必要が生じたら拘束具にもなる。まさに下4で「松本氏の憶測にしたがって想像した」、征夷軍軍士が所持する、縛ることもあり得る「多目的消耗品」のロープそのものである。正しい方向に思考しているとき、その思考過程で浮かんでくる憶測や想像はやがておのずから事実によって証明されるものである。ただし、上記の万能ロープを八世紀に腰縄と呼んだかどうか（次述のとおり、呼ばなかったと考える）、あるいは検閲簿二行目の腰縄が万能ロープであったかどうかは、もとより別問題である。

さて「用心の腰縄」の類語に「用心縄」がある。「用心の腰縄」（また「腰に付けて携帯した腰縄」）の用例を他に見付けることができなかったのに対し、「用心縄」の語は世間で広く使われていた。

JapanKnowledge 所収辞典類や『広辞苑』に「用心縄」の語彙はないが、縄が日常用具として使われていた昭和三〇年代ごろまでは農村では生活用具・労働用具として常備されていたし、都市の家庭でも生活用具とし

て押入などに常備していた。詳しくみていこう。

『日本の民具』⁴⁷⁾に「農家の生活には縄を必要とする場合が多かった。物を背負う場合はもちろん、車に荷をしぼりつける場合、あるいは用心縄というようなものも備えなければならぬ。これらは普通の縄では弱いため特別に三つ組みの縄にしてワラも吟味してミゴを使うことが多い。よく打ったワラに強くよりをかけて入念に編みつけたもので、背負い縄の場合にはとくに強くするため中程を少しく太目に作った。長さは一〇尺（三m）から十五尺（五m）位のものが多い。」という記述がある。用心縄は背負い縄とともに、とくによく打ったミゴ（藁から抜き取った芯の部分）で編んで三つ組みにした丈夫なミゴ縄⁴⁸⁾であり、長さも背負い縄くらいかとも想像する（用途によっては二mのものもある。後述）。

しかしこの引用文からは用心縄の用途はわからない。前節で述べた種々の腰縄⁴⁹⁾作業用ベルトも、したがってまた征夷軍軍士の腰縄⁵⁰⁾装備品装着ベルトも、用心縄同様に耐水性・耐久性が高いミゴ縄か麻縄（地域や用途によっては棕櫚縄も）を使ったはずだ。

興味深いのが、妖艶・華麗な色彩感と巧みな擬古的文体で読者をめくるめく夢幻の世界に誘い込む泉鏡花が、作品『木曾の紅蝶』⁵¹⁾・『新泉奇談』⁵²⁾のなかで描く用心縄である。前者の舞台は、明治初年の木曾街道駒ヶ岳の山麓、駒ヶ根村光蓮寺。増水した木曾川の激流のなかで孤立する蓬萊ヶ巖に押し込められたまま身に危険が迫っている小坊主に、住職卓願和尚が押入から「細引の用心縄」を手繰りだして「生命縄」として投げるとかと思いきや、和尚は小坊主の救助を願う名主の妻を「背手に引き縛って、柱に繋ぎ」、関の孫六で斬り殺そうとする、という物騒な場面である。後者の舞台は、明治三〇年代の千葉県山武郡成東駅近く。情婦を相手に場末の長屋で酒を飲む、人身売買を裏稼業とする鍼灸師。情婦が何か金目のものはないかと押入の襖を開けて、「真個に何も無いんだね

え。それにしちや用心繩がぐるく、押入の中を廻つてるよ。何かい、七ツ屋へ行く時、これで結わえて行くのかい、」「馬鹿をいふな、手前もその繩の片端を持つたくせに、…お玉の阿魔をふん縛つて、そこへ突つ込むのに使つたんだい、」。

二つの描写では、殺人（未遂）・誘拐監禁に人を縛っているが、それは尋常でない用途であり、一般には押入に常置して、救助のための命綱（前者）とか、質草を縛つて質屋に持つて行く荷繩（後者）などとして使われていたことがわかる。

さて、ネット検索などで用心繩の用例に当たり、鏡花の描写を加えて使途を例示してみると、①火災・台風のとき繩の一方を屋根の棟に取り付けて一方を腰に巻き、屋根を自在に動き回つて火をたたき消したり、台風で吹き飛びそうな茅・藁を押さえたりする作業に使う命繩^①。②厠の天井から吊し用便中に肥壺に転落しないようにしがみつくと命繩^②。③質草などを縛つて運搬する荷繩（鏡花）。④救助・登攀・転落防止などの命綱（鏡花）。⑤忍者などが追跡者の足に掛けて転倒させる繩^⑤。⑥折檻、誘拐など犯罪に使う拘束具（鏡花）。⑦居室侵入者・逃走盗犯を組み伏せて縛り上げる自衛用の捕繩（適当な用例は見つけていない推測）、などである。⑧は厠の天井に固定した用心繩だが、あとは家内・野外で適宜使う万能ロープで、使わない時には倉庫・押入にしまっていた。都市・農村、武士・農工商、上流階級・下層階級を問わず、「用心繩」は家庭の常備アイテムだったのである。「繩」の多様な用途から類推すれば、用心繩は、上記の用途以外にも、家財道具・小荷物・薪などを縛つて運搬する荷繩・背負い繩^④、山中で木に掛け渡して魔除けの結界を兼ねた仮設テントにする「三途繩」^⑤など、数え切れない多種多様な用途に使われた。文化七年（一八一〇）刊行の八隅蘆菴『旅行用心集』^⑥は旅行の必須アイテム「至極よきもの」として「麻繩」をあげるが（その用途として室内

での物干し紐を例示）、「用心繩」（また次述の「細引き」）である。ポイスカウトのロープワークを連想してもよい。

用心繩も国語辞典に採録してほしい一語である。「用心に繩を張る」は用心繩から生まれた諺だろうか、あるいはその逆だろうか。

現代では野外作業（活動）・登山・ポイスカウトなどで使う、棒結びにして携帯する細身の万能ロープを、材質にかかわらず「細引き」という^⑦。前記した『国性爺合戦』の「用心の腰繩」であり、鏡花『木曾の紅蝶』の「細引の用心繩」である。現代では「細引き」を腰に吊す細身の万能ロープという意味で使うことが多いようであるが、「腰繩」と言い換えられることはないと思われる。前章で明らかにしたように、腰繩は、近世・近現代において、多種多様な生業・作業における作業用ベルトの呼称として広く使われてきた語彙である。腰繩を巻いて作業をする人はいしばしば腰繩に吊した細引きを作業で使う。細引きが腰繩と言ひ換えられるとしたら、どういうことになるか。腰繩を巻いた人が腰繩を腰繩に吊し、腰繩から腰繩を取り外して使う、端的にいえば、腰繩を腰繩に吊す、という言葉遊びのようなことになる。作業用ベルトを腰繩という用法が定着しているのであるから、「腰に付けて携帯した繩」を腰繩といつたり、細引きを腰繩と言ひ換えることは、なかったと考えるなければならぬ。同字同音異義語の同時使用は言語生活（コミュニケーション）に支障が大きいので回避されるはずである。この点、さらに詰めて確認する必要がある。細引きを腰繩とはいわれない傍証になると思うが、登山では万能ロープ「細引き」を応急の「腰繩」（安全ベルト）として使っている事例があった^⑧。前章での考察のとおり、作業用ベルト「腰繩」が古代まで遡るなら、腰繩に吊して作業に使う繩を腰繩といわれない語法もまた古代にまで遡るのではないか。言語学・国語学の意見を聞きたい。

こうしてみると『国性爺合戦』のいう「用心の腰繩」は特殊な用例ということになる。すると『日本国語大辞典』の語義（一）「腰につけて

携帯した縄」が怪しくなってくる。辞典が用例としてあげた「海女の腰縄」は作業用ベルトであって、この語義の用例として適当ではなかった。そうなる語義(1)は抹消するか、特殊な用例と注記する必要があるだろう。そうだとすれば、「腰縄」の語の由来として松本氏が想定する、①敵の腰を縛る縄、②自分の腰に吊す縄、という両義性は、両義ともに誤謬ということになってしまふ。棒結びにして腰に吊す縄は、近世以降、「用心縄」または「細引き」だったのであり、現在では用心縄の語を使うことはほとんどなく、もっぱら「細引き」の語が使われる。

「用心縄」「細引き」について、やや詳しく述べた。延暦年間の征夷軍軍士たちには、長距離・長期間の行軍・野営・陣中生活のなかで、用心縄(細引き)に相当する多目的万能ロープは不可欠であったから、用心縄の民俗的用途を具体的に挙げることで、軍士たちの万能ロープ使用の実態を想像したかったのである。また腰に吊すこの万能ロープを腰縄といわないのは、作業用ベルトの呼称として腰縄が早くから定着していたからである。以上の検討からみても、検閲簿の「腰縄」は腰に吊す万能ロープではない。征夷軍軍士と縄との関係については、次章で詳論しよう。

本章では『日本国語大辞典』の「腰縄」の語義(1)「腰につけて携帯した縄」はきわめて特殊な用法であり、辞典の語義から省いてもいいのではないかと、逆に「用心縄」を立項すべきである、と提案した。棒結びにして腰に吊して多種多様な用途に使われた万能ロープは、近世・近代では「用心縄」「細引き」と呼ばれ、腰縄と呼ぶことはなかった。それは作業用ベルトを腰縄と呼ぶ用法が古代以来一般的ななかで、腰縄に吊して使うケースが多いはずの縄を、あえて同音同音の腰縄と呼んで言語生活に支障・混乱を引き起こすことを回避したのであろう。したがって「検閲簿」二行目の腰縄は腰に吊す縄ではありえず、征夷軍軍士は検閲簿未記載Ⅱ検閲対象外装備品の万能ロープを装備していたと考えられる。

六 征夷軍軍士と縄

下2以来指摘し続けているように、行軍・野営・陣地生活では縄で縛ったり、縛った縄をほどこいたりする作業は数え切れない。征夷軍軍士は一人一人、前章でみた「用心縄」「細引き」に相当する万能ロープを持っていたと思われる。毎日の行軍・野営・陣地生活では、生活単位「火」の軍士一〇人それぞれの個人装着万能ロープが大活躍したことであろう。前章でとりあげた「用心縄」の多様な使用例を参考にすると、たとえば幕舎張り、仮設柵作り、物干しロープ、薪縛り、荷物縛り(各級司令部への運搬、同所から野営地への運搬)、駄馬(軍防令の規定どおりなら「火」に六足ずつ配当)に荷物を固定するための背負い縄、急峻地形の登攀・降下や救護のための命綱などである⁽²⁹⁾。

しかし、この万能ロープは検閲簿二行目装束欄の腰縄ではない。万能ロープは棒結びにして「腰縄Ⅱベルト」に吊すアイテムであるから、二行目装束欄に挙示されることはないと思われる。棒結びにして腰に吊す万能ロープを、後世、腰縄と呼んだ事例は、前章でみたとおり「用心の腰縄」だけでしかも「用心の」という修飾語付きであり、単独での用例は未見である。検閲簿に掲示されるなら三行目であるが、ハンカチ・手拭いなどとして使う多目的消耗品の布と共に検閲対象ではないから検閲簿に記載されないのである。万能ナイフの刀子も同じである。三品目ともに検閲簿三行目の欠損部一品目でないとするならば、であるが、さらにいえば装束の肌着や犢鼻褌^{たぶきま}なども検閲対象ではないから検閲簿にない⁽³⁰⁾。これらは検閲簿二行目欠損部一品目ではないだろう。

軍全体・各級単位に目を転じれば、兵站業務、すなわち大量の軍需物資の梱包・集積・輸送・分配、陣地・防御柵の構築、指揮所・宿舎・倉庫など建物・幕舎設営などに、大量の縄を消費する。したがって軍全体・各級単位では、下4で述べたとおり、不可欠の軍需品として莫大な縄

がストックされていなければならない。行軍・野営・陣地構築などで軍士たちが使う縄は個人装着万能ロープだけではなく、各級単位集団のストックからも適宜配給されたはずである。このように数限りなく縛る機会がある縄を解く器具が、検閲簿三行目の「縄解」である。長期・短期に設営される陣地・野営地を準備し撤収するに当たって、きつく縛られた膨大な縄を、軍士たちは一つ一つ「縄解」でほどいていったのである。敵兵を縛った「捕縛に特化した腰縄」を解くための器具というのは松本氏の夢想でしかない。

つづく思うのだが、松本氏と私とは、征夷軍軍士の活動イメージが全然違う。腰縄から松本氏は、戦闘場面で敵兵を拘束する勇ましい姿をイメージする。私は、行軍・野営・陣地での辛く苦しい野外活動をイメージする。戦意高揚ポスターに描かれた兵士と、大岡昇平の作品などに描かれた、灼熱酷暑・饑餓・疫病に苦しみがらひたすら歩く兵士との違いに似ている。

松本氏は**松4**で、「(下向井は)生死をかけた極限状況下での過酷な戦闘の実相を理解していない⁽⁶⁾」とし、戦闘・捕縛の緊迫した状況を想像力たくましく描写したうえで、「戦場における捕縛具としての縄」(松4第一章表題)の重要性について強調する。すなわち「軍士各自は捕縛具としての縄を常時携帯していた」、「不測の事態に対応して軍士全員が捕縛具としての縄を各自装備するのは至極当然」、「戦場で敵と対峙する軍士が常時腰に携帯する縄は『多目的』なものではなく、むしろ捕縛具に特化した消耗品」であって、「軍士が常時所持し使用可能な縄は、…：捕縛具に特化した検閲の対象となる『腰縄』のような消耗品⁽⁶⁾」、と執拗に繰り返す。まるで征夷軍軍士が「常時」敵兵と遭遇、激戦を展開して敵兵を縛りあげているような緊迫感が伝わってくる。

それでは征夷軍軍士が出立して帰還するまでの全期間に、敵兵(蝦夷武装勢力)と遭遇・戦闘し、「戦場における捕縛具としての縄」を使う機会

ほどのくらいあったのだろうか。延暦八年(七八九)三月上旬に多賀城に集結し、同年六月十日以前に解軍した第二次征夷軍の場合を例にとつてみてみよう⁽⁶⁾。『続日本紀』同年三月九日条、六月九日条)。常陸国軍士が常陸国府を出立して帰還するまでを、往復約600km、約一三〇、一五〇日と推算すれば、そのほとんど全区間・全期間は行軍・野営・陣地生活で、敵兵との戦闘はあるかなきか、勝利を収めて敵兵を捕縛する機会はあるか、あつたとしてもほんの一瞬である(第二次征夷軍の場合、諸国軍から抽出して編成された精鋭四〇〇〇人による賊帥アテルイ本拠地制圧部隊が壊滅的大敗を喫したあと「『続日本紀』同年六月三日条」、戦意を喪失し、政府に無断で解軍しているから、縄で敵兵を捕縛する機会はあるかなきか、その一瞬のために、他の用途に使用することを禁じられた「捕縛目的に特化した腰縄」を、汗まみれ泥まみれの行軍・野営・陣中生活のなかで「常時」ベルトにぶら下げておく、という松本氏の想像力は私のそれを完全に超越している。

だが、そのあるかなきかの一瞬が万一あつたときは、そのときこそ、**下4**がいうところの「常時」腰にぶら下げている、毎日種々の野外活動で使っている、検閲対象外の「多目的」万能ロープを、そのときだけ「捕縛目的に特化」させて使うことになる。それは前章で述べた、多目的万能ロープ「用心縄」「細引き」が拘束具として使われるのと同じである。しかしこの「用心縄」「細引き」(に相当する万能ロープ)は、検閲簿の「腰縄」ではない(「用心縄」「細引き」を腰縄と言い換える用例がほとんどないことは前述のとおりである)。消耗品だから布とともに検閲対象にされず、したがって検閲簿に記載されていないのである。

検閲簿の「腰縄」は、**下1**以来(本稿でも)繰り返してきたように装備品装着用ベルトである。何度でも繰り返すが、二行目の装束(被服)欄に書かれているから装束の一部であり、軍士自身の上衣の上から腰に巻いて、弦袋・副弦や水筒・塩筒・工具や予備鞋などの装備品を装着す

るベルトなのである。腰繩のこの用法は、第四章で民俗学・民具学の成果をもとに詳論した多種多様な腰繩Ⅱ作業用ベルトと共通するし、それらの素材・製法から類推すれば、征夷軍軍士の腰繩は丈夫なミゴ繩か麻繩を二重に巻いたものである。下3では烏油を塗布して撥水性・強靱性を強化していたのではないかと想像したが、これはあくまでも想像である。

松4は、装備品装着機能を果たすベルトは革製に違いないと、何の根拠もなく議論を飛躍させるが、論評に値しない。軍帽の「氈帽」(フエルト帽)・革製ブーツの唐軍兵士が革製ベルトを着用するというのは軍装として統一性があるが(6)、藁帽(藁草製軍帽)・鞋(藁靴)の日本軍兵士(軍防令7)がベルトだけ革製というちぐはぐな軍服姿を想像するのは難しい。藁草製帽子と藁靴には、やはり縄製ベルト腰繩がふさわしい。軍装は生産力水準を反映するものである(第二次大戦中の米兵と日本兵の軍装を対比するとい)。鉄甲から革甲に転換した延暦年間(『続日本紀』宝龜十一年(七八〇)八月十八日条、同延暦九年(七九〇)閏三月四日条、同年六月十日条)、牛革は甲生産に優先的に回されていたことを考慮に入れば、なおさらである。

七 検閲と検閲簿

1 検閲と検閲簿

下1以来、私は憶測・予断を排しながら、検閲簿の一行目は武器、二行目は装束(被服)、三行目は武器以外のベルトに装着する装備品と、行ごとに書き分けて一定の配列順序(基準)Ⅱ統一書式にしたがって記載されていることを明らかにしたうえで、すなわち史料批判という歴史学の方法の初歩的手順を踏んだうえで、二行目に配列された腰繩は被服の一部である装備品装着用ベルトであると指摘してきた。ただ下1は書評

という制約もあり、上杉和彦氏が依拠した松1に眼を通しただけだったので、松1同様に検閲簿復元案を見落としていた。

そのような下1に対して、松本氏は、松1発表後(または下1の批判を受けて)、「調査報告書」の復元案の三行目に、水筒・工具などの装備品とは性格を異にする、装束の一部である履物の「鞋」があることに注目し、松2で下向井の配列規則論は成り立たず配列基準など存在しない、したがって腰繩はベルトではなく捕縛具である、と自説を再確認したのであった。

しかし私は「鞋」が三行目に配列されていることが配列規則不存在の証拠となるとは考えなかつた。それどころか、「鞋」が三行目にあることに、「行軍」の実態をいっそうリアルに捉える手がかりを見いだし、下2で、鞋は四〇〜五〇kmで履き潰すはずだから予備の鞋の携行が不可欠である(6)、と指摘したのであった。政府の動員計画スタッフ(太政官・兵部省官人・征夷軍幕僚ら)は、沿道諸国郡に行軍途上の諸国軍に鞋を配給させる態勢を整備したと思われるが、区間の途中で履き潰したら、軍士は予備の鞋に履き替えなくてはならない。鞋が三行目に置かれているのは、三行目が、ベルトに装着する(武器以外の)装備品をまとめて記載する欄だからであり、装束の一つではあっても予備の鞋としてベルトに装着するからである(7)。政府動員計画策定者や検閲者は、軍士が履いている鞋に関心があるのではなく(履いている鞋は検閲対象外)、腰繩に予備の鞋を吊しているかどうかに関心があるのである。検閲簿の配列順序は、検閲者の検閲の便宜を考慮して定められたと考えなければならぬ。

ところで延暦期の征夷軍動員に関わって作成されたこの検閲簿は、一度の動員に当たって正副何通か作成され、最低三回は使用されたと考えられる。ここでも延暦八年(七八九)第二次征夷軍動員の場合のみならず、常陸国衙は、延暦五年(七八六)八月八日発令の東海東山両道諸

国への軍士簡閲・戎具検閲使発遣の予告を受け（『続日本紀』同日条）、割り当てられた数千人規模の派遣軍軍士を選抜して軍士歴名簿を作るとともに、指定された装備品について軍士人別戎具検閲簿を作成して、指定品目を調達（兵庫収蔵装備品の確認・修理、不足分の新規製作、軍装の新規縫製）して兵庫に蓄積しておくことになる（火単位・隊単位の装備品の調達も行われるが、ここでは捨象する）。常陸国では鹿の子C遺跡を中心工房とし、多数の大夫・女工を徴発して軍士装備品の製作・修理・縫製に当たられたのである。装備品を調達完了した時点では、検閲簿記載と兵庫内現物は一致していなければならない。

一回目の検閲は、東海道検閲使佐伯葛城が陸奥介兼鎮守副將軍に転任した延暦六年（七八七）二月五日（『続日本紀』同日条）以前の延暦五年冬であろう。国府に到着した検閲使がおそらく一段高い壇上から軍士陣列を閲するなかで、完全装備して五〇人一隊単位に整列した数千人の派遣軍軍士の装備検閲が隊単位によって行われる。結果が上級指揮官（旅帥↓校尉↓軍毅↓専当国司）に報告され、最終的に検閲使に報告され、全軍完備していたら異常なし、合格、ということになる。検閲使による検閲は一つの儀式であり、検閲使による検閲式以前に、隊単位に兵庫から帯出した個人装備品のチェックが行われたであろう。検閲式以後、派遣軍選抜軍士には実戦想定訓練が施され、同七年三月三日に一年後の翌八年三月を期して多賀城に結集せよとの動員令が出されると（『続日本紀』同日条）、それから出立までの間はいつそう真剣に訓練が行われたはずである。

翌延暦八年二月中旬ごろ、国司の動員を受けて国府に集結した常陸国派遣軍軍士に対して、第二回目の装備品検閲（出立前検閲）が国司によって行われる。この国司の出立前検閲に先立って、第一回目の検閲のときに使った検閲簿によって、一年余の間に死亡・疾病・出身などによる除隊者があれば交代要員で補充し、装備品破損は新規装備品で補充する

作業があつたはずだ。軍士の交替は、軍士歴名簿・検閲簿の当該軍士名を見消みせけなどで抹消して新規軍士名を傍書したか、新規軍士名を書いた付紙を貼ったのだろう。壇上に立つ国司を前に、完全装備して隊単位に整列した数千人の軍士の本人確認（健康チェックもか）と装備品検閲が各隊の隊正によってなされ、上級指揮官に報告され、集約されて検閲国司に報告される。全軍完備が確認されると、完全装備した常陸国軍軍士集団は、輜重を担う駄馬・軍夫とともに、専当国司（押領使）に引率されて国府を出立し、「鹿島の神を祈りつ」（『万葉集』巻二〇 四三七〇）、集結地多賀城へと長い行軍の途につくのである。

三月上旬、多賀城に到着した常陸国軍は、征夷軍將軍・幕僚による軍士簡閲と装備品検閲を受ける。第三回目の検閲である。そのときの検閲簿は、常陸国から別途、軍所多賀城に送付されていたものか、または第一回目・第二回目で使った検閲簿を押領使が持参したものであろう。下4では前者を想定したが、軍士個人名の厳正な本人確認のためには後者の可能性も考えてよい。検閲簿は隊単位の五〇人分一巻と思われながら、軍士交替があつた巻だけ作り直したのかもしれない。想像で補いながら述べてきたが、我々の前にある「軍士人別戎具検閲簿」の記載は、具体的にこのような検閲の情景を語りかけているとみて、大きくは外れていないだろう。

以上のような流れで三回の検閲は行われたと考えられるが、軍士装備品検閲簿の装備品リストは、動員計画策定にあたって太政官が、兵部省に先例勘申させ、実戦経験（將軍報告書など）をふまえてどのような装備品を用意させるか確定したうえで、動員諸国に示達したものであると思われる（下4）。したがって個人装備品は動員諸国間で基本的には共通であつたはずである。腰縄を装備品のなかに入れたのは政府の動員計画策定者たちなのである。装備品の公式名称（アイテム名）、軍士個人名＋装備品三行書き、行ごとの装備品配列順序という検閲簿書式も、動員計

画策定者たちが決めたもので、動員諸国共通であったとみてよい。「腰縄」についていえば、これを二行目に配した担当官人たちは、腰縄が装備品装着ベルトであることを明確に認識したうえで意識的に二行目装束欄の三つめに配しているのである。このように推定される検閲と検閲簿において、装備品策定者たちが、軍服上衣と帯だけを検閲対象外にして検閲簿に記載させず、検閲後に支給させるという状況を想定することは困難である。

全部で最低三回の検閲に当たって、実際には隊正が配下の五〇人全員 of 装備品検閲を隊別検閲簿をもとに検閲するが、上級指揮官や国司・検閲使もサンプリングした軍士の検閲を実際に行ったかもしれない。書式は検閲者の視点・視線の動きに対応させて装備品を配列していると思われる。検閲簿はチェックシートだから、検閲者は検閲簿記載装備品と軍士装着装備品を見比べながらいちいち合点(チェック)を付けていったと思われる。鹿の子C遺跡出土検閲簿断片には合点はないようであるから、出土検閲簿は実際に使われた検閲簿ではなく、保存用だったのかも しない。

下1以来一貫して主張している配列順序は、このような検閲簿の作成過程と検閲の実態を前提に理解しなければならない。検閲者は、検閲簿どおりの装備品をフル装備して整列している軍士一人一人について、検閲簿と見比べ、まず名前を確認(点呼)し合点を付け、次に装備品をいちいち確認しながら(一点一点読み上げながらかもしれない)、合点を付けていく。あらためて検閲簿復元案を引用し、これをもとに見ていこう。

- | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|
| 弓 | 箭 | 大刀 | 鞆 | 弦袋 | 副弦 |
| □袴 | 脛裳 | 腰繩 | 頭纏 | 小手 | □□ |
| 水甬 | 塩甬 | 小鉗 | 繩解 | 鞋 | □□ |
- 軍士一人につき、検閲者はまず軍士に直面して本人確認し(点呼)、次

いでその装備装着状態を目視して一行目の武器リストと見比べながら、記載順に、手に握った弓(検閲簿に弦がないのは、弦を装着した状態の弓を検閲するからである)、肩に掛けた五〇隻の箭を納めた胡籥(検閲簿に胡籥がないのは胡籥・箭セットを箭と表記)、腰に太刀紐で吊した太刀(88)、左腕にはめた鞆、「腰繩」||ベルトに付けた弦袋(中に副弦を収納)をチェックする。規格外・不良品・不足品があれば厳しく指摘・是正される。次に検閲者は二行目の装束(被服)リストに眼を移し、軍士の服装と見比べながら記載順に、衣袴(上衣と袴。帯も加えて三点セットかもしれない。後述)・脛裳(脛に巻き袴の裾が邪魔にならないように裾をまとめるスパッツ)・腰繩(装備品装着ベルト)・頭纏(帽子。軍防令7規定どおりなら藁帽)・小手(手甲||腕カバー)・□□(不明)の装着状態を検閲する。視線は記載順に、全身↓足(膝下)↓腰↓頭↓腕、と自然に動く。軍装の規格外・不足、汚れや破れ、だらしな装束は厳しく指摘・是正される。次に検閲者は三行目の備品リストに眼を移し、水甬・塩甬・小鉗(ペンチ)・繩解・鞋・□□(不明)の順に「腰繩」に装着していることを確認する。「繩解」は、先述のとおり、行軍・野営・陣中で数限りなく結ぶ繩をほどこくときに使う解繩器具であり、腰繩をほどこく器具ではない。鞋は予備の鞋である。各装備品は配列順に腰繩への装着位置が決められ、検閲者の視線は配列順||装着順に沿って動く。規格外・不良品・不足品があれば厳しく指摘・是正される。検閲対象外||検閲簿未記載装備品(万能ロープ・手拭い・刀子など)が検閲時に装着されていたかどうかはわからない。

將軍の検閲や中央派遣検閲使・国司の検閲のときに不足品・不良品を指摘された軍士は懲罰の対象になり(軍防令20義解)、不足品・破損品は交換・補充が命じられる。検閲簿記載装備品は全品官給品であり、破損・不足の責任が軍士個人の過失にあるならその軍士が弁償させられる(軍

防令42)。

軍士一人一人の検閲は、検閲簿の書式からみて、タテマエではおおむね以上のように行われることになっていたと推察される。検閲簿の一行目に武具、二行目に装束、三行目に腰繩装着装備品をまとめて配置し、各行のまとまりごとに、検閲者の目線の動きに合うように配列していることも理解できるであろう。すべては検閲の便宜のためである。このように政府動員計画スタッフが意識的に配列した検閲簿二行目の装束(被服)欄に、一点だけ異質の捕縛具が挿入されることはありえないし、軍服上衣と帯だけが意識的に外されるといこともありえない。

2 検閲・検閲簿からみた松本説の不可解さ

検閲と検閲簿との関係を右のように捉えれば、松本氏の、①配列規則不存在説、②腰繩Ⅱ捕縛具説、③松4で初めて提示した腰繩二行目記載の説明、④松3以来の「上衣・帯セットだけ検閲後官給」説、のすべてが不可解な妄想であることが明らかにになる。

①について、検閲者の立場に立つなら、アトランダムな配列では検閲がスムーズにできないし、視点・視線の動きに沿った配列になっていなければ困るが、さいわい、松本氏の言うようなアトランダムな配列ではなく、配列基準に従った配列順序になっていることは前節で述べたとおりである。②について、下1以来ずっと言っているように、本稿でも詳論したように、二行目の装束(被服)欄に捕縛具である腰繩を配置することはない。腰繩は装束の一アイテムである装備品装着用ベルトである。③について、松4ではじめて腰繩が二行目にあることの説明がなされたが、それは「検閲の便宜上、軍士の身体各部に装着した品目を一括して記載してある可能性が高いと思われる二行目に配列されているので、腰に付けて携帯した繩に由来して命名されたものと考えられる。」というものであった。アトランダムで配列基準などないのなら、二行目にあることについてあえて言い訳する必要はないと思われるが、上記の説明は

説明になっていないし矛盾だらけである。あげつらうのも大人げないが、松本氏に納得して貰うためにくどいようだがいちいちあげていこう。

なによりも第一に、検閲簿に記載された装備品の三行一八品目はすべて(持つ、担ぐを含めて)「身体各部に装着した品目」である。身体部位に装着しない装備品はここにはない。第二に、二行目の他の装備品が身体各部(胴体上半身・下半身・脛・頭・手)にまとう装束の一部であるのに、腰繩だけは身体の部位Ⅱ腰にぶら下げる道具ということになり、統一性はない。これでは「検閲の便宜」にならない。第三に、「検閲の便宜」というなら、三行目はどういうまとまりで記載したのだろう。アトランダムを貫けば説明する必要はないが、二行目について説明したからには、装束の一つ「鞋」を含む三行目についてもどのようなまとまりなのか言わねばなるまい。第四に、腰繩は、捕縛具に特化した繩で同時に自分の腰に吊す繩という両義性を有するアイテム名であり、腰繩の語の由来は後者にあるという(だから検閲簿二行目にあるという)。このような両義性を有する腰繩という語が、八世紀社会で通用していたことを少しでも推測させる事実は何もない。この説明自体、苦し紛れの言い訳しか思えない。腰にぶら下げる備品というなら水筒・繩解・鞋などと共通する備品である。なぜ三行目にしないのだろう。松1以来の不動のアブリオリⅡ捕縛具なら武具の一部であり、一行目にあつておかしくない。一行目でも三行目でもなく二行目にあるのは、捕縛具でも腰にぶら下げる繩でもなく、装束の一部、自身の腰に巻く繩、すなわち繩製の装備品装着ベルトだからである。腰に吊す繩を腰繩という用法はなかっただろうことについては、第五章で詳論した(同字同音異義アイテムの同時使用は言語生活の支障・混乱を招く)。

④について、第一章でも簡単に述べたが繰り返す。松4は、下向井は「官給されたとみる私見(松本説)を『上衣・帯セット論』として否定する」といい、まるで私が装束官給論を否定しているかのように言う。

私ははじめから検閲簿記載装備品は原則すべて官給という立場に立つて議論しており、装備の統一規格性¹¹官給は、当初から下向井律令軍制学説の不可分の一部である。この腰縄談議の中でも「制服」「制服一式」（及びその類似表現）は何度となく使っており、軍士の装束が制服¹²ユニフォームであることは私の議論の前提である。私ははじめから「軍服官給論」に立っているのである。だから**下4**で、**松3**「のなかで唯一評価できる点、すなわち衛士装束一式は縫殿司で縫製されセットで官給されるという点」と書いたのである。「上衣・帯セット」性を否定したのではない。むしろ「上衣・帯（を含む装束一式の）セット論」を肯定的に評価したうえで、私が批判したのは、**下4**当該節の表題のとおり「松本氏の『上衣・帯セット未支給、ゆえに検閲簿未記載』論」であった。一般に検閲は検閲簿に記載されたフル装備を装着して行うものであり、二行目装束欄についていえば、袴が載っている以上、袴とセットである上衣が載っていないはずはない。検閲簿記載が「袴」ではなく欠損一字を含む「□袴」であることがポイントである。「□」が袴の素材・色・形態などを指示する文字であった可能性もなくはないが、私は上衣・袴のセット性から（束帯・布袴・衣冠・直衣・布衣はすべて上衣・袴を中心にしたセットの装束名である）、検閲簿の「□袴」は「衣袴」と復元するのが最もとも自然であると思う¹³（報告書写真版を見ると欠損一字分の画数は少ないようである）。袴だけ単独で検閲簿に記載されて上衣が記載されないということはないとみてよい。松本氏が「軍服セット官給」というなら衣袴セット官給でなければなるまい。

にもかかわらず松本氏は上衣・帯セットだけ検閲後官給したから検閲簿未記載だと大真面目に述べる。「腰縄・繩解セット」と「面縛」に証拠能力がないことが証明されたあと、腰縄¹⁴捕縛具説を固守し続けるためには、腰縄がベルトでないことを証明する以外に残された道はない。その最後の活路を検閲簿に「上衣」と「帯」の記載がないことに求めたのであ

った。上衣と帯は分ちがたいセットであり（袴を含めて三点セットだが）、この二点が検閲簿未記載ということは、検閲時点では未支給で検閲後に官給されたといえはなにかつじつまが合う。腰縄がベルトだったら、ベルトが二重記載になるから腰縄はベルトではない。ベルトでない腰縄は捕縛具である。これで「腰縄¹⁵捕縛具」説は維持しうる、と考えたのである。しかし腰縄が軍士個人装備装着ベルトであることが確実になった以上、松本氏もはやこのような無理なこじつけをする必要はなくなった。

検閲は本来フル装備完了した時点で実施するものであるから、上衣・帯が検閲後官給されたというのは、支給が間に合わなかったからと早合点しても仕方がないと思う。わざわざ意図的・計画的に検閲後官給したというのだから、私はますます混乱する。松本氏は執拗に繰り返す。**松3**「各国での軍士編成の際に、腰帯は上着とセットとしていわば軍服として官給」された、「検閲簿」による検閲の直後に腰帯は上着とセットとして官給」されたから「検閲簿」にはみえない」、「（中央から派遣された検閲使が検閲するために）まさに当該検閲簿の作成された場で官給（だから検閲簿に上着帯がない）」、「（検閲簿）の袴は、各国において軍団兵士に差点された時点ですでに：官給」、**松4**「現地での：検閲の直後に官給」、と。

このように松本氏は、上衣と帯だけ、国での軍士編成のさい、検閲直後に、検閲簿が作成された場で、現地（どこでなのか不明）での検閲直後に、「官給」されたと主張する。もし検閲後に確実に軍士全員にもれなく支給されるのなら（検閲したのと同じであるから）、あらかじめ検閲簿に記載しておいて差し支えないと思うがいかがであろうか。未支給だから未記載と短絡思考してはいけないだろう。また検閲は中央派遣検閲使の検閲だけでなく、前述のとおり常陸国立時、軍所多賀城到着時にも行われるのであるから、ずっと上衣・帯なしの検閲簿のままだったらま

ずいのではないか。すると検閲使検閲後に上衣・帯を記載した検閲簿が新たに作られるのか、あるいは出立時検閲、到着時検閲はしないのだろうか、松本氏はどのように考えるのだろうか。しかし松本氏の妄想にこれ以上付き合う必要はない。

検閲はフル装備完備してはじめて行うものであり、検閲者はフル装備姿の糸乱れぬ軍士陣列を閲兵して任務完了となる。軍服は胴体・手足全体をほぼ覆う目立つ装束である。衣袴は一体であり、検閲時には袴だけ既支給で上衣は未支給ということは考えられない。軍服⇨衣袴は運動性・機能性だけでなく、見た目の統一性⇨ユニフォームが規律維持効果・「示威」効果²⁾を高める点でも重要であり、そのビジュアルな統一性が検閲場面の厳肅性、高揚感を演出する。検閲時に検閲対象にならない区々の普段着姿か訓練用のヨレヨレの上衣姿では、厳肅な検閲が茶番劇になってしまう。やはり「□袴」は「衣袴」で間違いはない。

おわりに

最後に、「腰縄」についての言語史的考察の結果を簡単にまとめて、稿を閉じたい。

①近世・近現代で被疑者・受刑者に付けるアイテムとしての縄は「捕縄」であり、「腰縄」はその縛り方、あるいは捕縄を掛けられた被疑者・受刑者の姿を指す言葉で、決して被疑者・受刑者を拘束するためのアイテム名ではない。検閲簿二行目の「腰縄」は政府が指定した装備品の公式アイテム名であるから、松本氏のようにアイテム名ではない近世・近現代の腰縄のイメージを遡及させて捕縛具とみるのは誤りである。二行目の他の四品目は、□袴（「衣袴」）・脛裳・頭纏・小手、とあるとおり被服（装束）なのであるから、二行目の腰縄は被服の一アイテムである装備品装着ベルトである。

②辞典類に「腰縄」の語義として「縄帯、縄製の作業用ベルト」をあげたものは見当たらない。松本氏による「腰縄⇨ベルト」説否定の大きな論拠はこの点にあった。しかし民俗学・民具学の成果にもとづく本稿の考察の結果、葬儀の湯灌装束、神事装束、海女潜水漁、屋根葺き、陸稲播種、貝漁、漁労着、そして基幹生業である水稻農業の野良着で腰縄が使われ、しばしば縄帯と言ひ換えられていたことがわかった。湯灌・神事以外の腰縄は、それぞれの生業・作業における作業用ベルトであり、必要に応じて道具を挟んだ。海女の腰縄は確実に八世紀（それ以前）まで遡り、同じ八世紀末の検閲簿二行目の「腰縄」は海女の腰縄と基本的に同じ用法の作業用ベルトであって、政府が征夷軍軍士の装備品装着ベルトを表示する公式アイテム名を「腰縄」としたのは最適の用語選択であった。上衣をまとめ腰を締める機能の「帯」の語を使っていないのはそのためであろう。

③『日本国語大辞典』語義(1)「腰に携帯する縄」の確認できる用例は、『国性爺合戦』の「用心の腰縄」の一点だけであり、修飾語抜き「腰縄」という用例は未見である。「用心の腰縄」は、近世・近現代、棒結びにして腰に吊して使う「用心縄」「細引き」のことであり、「用心縄」は昭和三〇年代まではどの家庭にも常備されていた、種々雑多な機能を果たす多目的万能ロープであった。征夷軍軍士も、後世の「用心縄」「細引き」のような多目的万能ロープを携帯して行軍・野営・陣中生活で活用したはずだが、腰縄ということはなく、また検閲簿に掲載されていない。多目的消耗品の布とともに検閲対象外装備品だったのである。戦闘において、万一、敵兵を捕縛するような機会があったときは、この多目的万能ロープを、そのときだけ「捕縛目的に特化」させて縛ったのである。

以上の言語史的考察結果と、征夷軍の縄の使用状況、検閲の実態と検閲簿の書式についての検討によって、「腰縄⇨捕縛具」説は成り立つ余地はなく、検閲簿の「腰縄」の語義は「腰縄⇨ベルト」説で確定した。

註

(1) 『鹿の子C遺跡漆紙文書—本文編—』、『茨城県教育財団文化財調査報告書』第二〇集 一九八三年)。本遺跡は一般に常陸国銜鍛冶工房跡とされているが、拙稿「軍団」(平川南他編『文字と古代日本2文字による交流』吉川弘文館 二〇〇五年)で、(閉鎖後を含めて)軍団跡と推定した。黒澤彰哉「鹿の子C遺跡官衙地区の性格—茨城軍団説の提唱—」(『婆良岐考古学』三六号 二〇一四年)も軍団跡とみる。

(2) 小林春樹「中国史上における『面縛』の機能と性格およびそれらの変遷について」(『東洋研究』一五五号 二〇〇五年)

(3) 本来フルセットで官給すべき装束のうち「上衣・帯」が後回しになったのだから、私は松本氏が支給が間に合わなかったと考えていると、早合点してしまっていた。誤読をお詫びしたい。計画的に検閲後に官給したと考えているとのことである。上衣と袴が時を隔てて別々に官給されるのに軍服セット論だという。それよりも検閲はフルセット完備してはじめて実施するものである。ますます不可解である。

(4) 中尾浩康「軍事制度の変容と承平・天慶の乱」(佐藤信監修・新古代史の会編『テーマで学ぶ日本古代史 政治外交編』吉川弘文館二〇二〇年)

(5) 下4で、松本説を「現代の腰縄⇨逮捕具」説と縮約したところ、松4で、現代の腰縄を逮捕具といった覚えはないと抗議する。長くなるが、松2註(11)を引用しよう。松本氏は言う。

『腰縄』はその名の通り、面縛して自由を奪い、さらに身柄の確保のためにその縄を腰に掛けたことに由来するものである。現代でも警察官が被疑者を逮捕した場合、被疑者の両手に手錠

を掛け、その手錠に結ばれた紐を被疑者の腰の左右に回して後ろで縛り、余った部分を警察官が握るといって拘禁形態がとられており、この紐が腰縄と呼ばれる。現代の腰縄は、明らかに使用目的での形態に由来する命名法をとっている。拘禁具としての腰縄は、古代までさかのぼる古い伝統を持つものではあるまいか。

「逮捕」について、『法律用語辞典 第四版』(有斐閣 二〇一二年)は、「1」刑法上は、人の行動の自由を奪い、ある程度継続的に拘束すること。「2」刑事訴訟法上は、捜査機関又は私人が、被疑者又は現行犯人の身体の自由を拘束し、引き続き抑留すること」と説明している。この「逮捕」の語義に照らすなら、松本氏の右の叙述の傍線部は、まさに現代の腰縄を「逮捕」を実現する拘束具、すなわち「逮捕具」とみていることを示している。したがって私の「現代の腰縄⇨逮捕具」説という縮約は不当ではないだろう。松本氏が現代の腰縄を右のように理解しているからこそ、「拘禁具としての腰縄は、古代までさかのぼる古い伝統を持つ」という理解になるのである。

一方、下4も、逮捕具⇨捕縄、移動具⇨腰縄と理解していた点で、誤りであった(逮捕具・移動具を総括する概念は「戒具」である)。本文中で後述するように、逮捕具・移動具ともにアイテム名は「捕縄」、捕縄のかけ方、かけられた状態・姿が「腰縄」であって、腰縄という名称の戒具アイテムは存在しない。検閲簿の腰縄は政府⇨動員計画担当スタッフが指定した公式アイテム名であり、アイテム名ではない現代の腰縄を適及させて検閲簿のアイテム名「腰縄」の語義を類推したが、そもそも間違いだったのである。

松本氏の「腰縄⇨捕縛具」説の、辞書説明・報告書記事への寄りかかりを除く独自の論拠は、現代の腰縄との比較による仮説なので

あり（松2の「おそらく」「可能性は高い」という控えめな表現はその表れであったはずである。それがなぜか不動の真理になっていくのであるが）、意識的・自覚的かはともかく「比較史の方法」を採っている（マルク・ブロック『比較史の方法』創文社歴史学叢書 一九七八年）。本来は一民族・一時代の社会構造・政治構造・文化構造の特質を他民族・他時代のそれと比較するマクロな課題の解明に採用する「比較史の方法」を、超ミクロな「腰縄」の二字の解明に持ち出すのは気恥ずかしいが、同時代に他に史料がない腰縄議論にも、近世・近現代の腰縄との比較研究方法として適用しなければならぬ。比較史の方法を採用すれば、仮説設定↓検証↓修正の反復によって、設定した説明仮説が立証されるか、発展的に修正されるか、誤謬として退けられるかのいずれかになる。私は下1以来、松本仮説の検証作業に参加してきたのであり、検証の結果、松本仮説はまったき誤謬であると判定せざるをえないのである。私は本稿で意識的・自覚的に「比較史の方法」を用い、民俗学・民具学の成果によって「腰縄IIベルト」説を検証し、その正しさを盤石のものにしようとしているのである。

- (6) 松本氏が最初に寄りかかった、「調査報告書」の『日本国語大辞典』にもとづく説明のなかに、この両義性はすでに含まれていたが、「調査報告書」は「捕縛など、種々の用途に供した」と捕縛に特化した捕縛具とは捉えず、むしろ拙稿本論で後述する、棒結びにして腰にぶら下げる「用心縄」「細引き」のようなイメージで捉えている。なお「調査報告書」の記述は、『角川古語大辞典』の「捕縛などの用意のため、腰につけて携える縄。」に似ている。
- (7) 拙稿「官底」（網野善彦・笠松宏至・勝俣鎮夫・佐藤進一編『ことばの文化史 中世4』（平凡社 一九八九年）。
- (8) 佐藤進一「歴史認識の方法についての覚え書」（同『日本中世史論

集』岩波書店一九九〇年 初出『思想』四〇四号一九五八年）

(9) 下2・下3は、「面縛」についての言語史的考察であった。

(10) 戒具とは、「かつての監獄法下の用語で、刑務所等に収容されている者の逃走、暴行、自殺を防ぐために身体を拘束する器具。拘束衣、防声具、手錠及び捕縄がこれに当たるとされていた。『刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律』においては、『戒具』の語は用いられず、『捕縄』、『手錠』及び『拘束衣』の語が用いられている」（『法律用語辞典 第四版』（有斐閣 二〇一二年）。

(11) 辻本典央「法廷内における手錠・腰縄と被告人の人權」（大阪弁護士会主催シンポジウム「法廷内の手錠・腰縄は許されるのか？」第三部講演 大阪弁護士会館 二〇一六年一月一六日）に、「ちなみに『腰縄』は、被収容者処遇法78条では『捕縄』という言葉で表すことになっております。」とある。

https://www.osakabehn.or.jp/event/2016/2016_0116-2.php

(12) 山下潔『手錠腰縄による人身拘束—人間の尊厳の確保の視点から』（日本評論社 二〇一七年）、前掲註(11) シンポジウムなど。

(13) 藤田西湖『凶解捕縄術』（藤田西湖著作集）四巻 名著刊行会 一九八六年）、『縄の伝極意』（『江戸時代犯罪刑罰事例集』柏書房 一九八二年 初出一九三〇年）、刑務協会編『日本近世行刑史稿 上巻』第一編第七章第四節第四「戒具」（矯正協会 一九四三年）

(14) 横井教章「湯灌に関する一考察」（『仏教経済研究』四五号 二〇一六年）。横井氏があげる山梨県西八代郡市川大門町山家の事例で縄帯を「腰縄」といつている。横井氏はあげていないが、福島県いわき市では現在もこの風習があり、やはり「腰縄」というようだ（いわき市議会議員・市民ランナーの吉田みきと ほぼ毎日ブログ 日常のよもやま 二〇一四年二月五日「飯切・縄・豆腐 いわきのお葬式の風習」http://www.mkio.biz/archives/cat_614881.html）。

- 土浦市の事例については、「昔の茨城弁集 昭和35年〜45年頃の茨城弁集」<http://www1.hmv.ne.jp/~kadoya-sogo/ibaraki-ni.html>
- (15) ブログ「クレール日記 お灯祭り 2015」
<https://kunoshien.exblog.jp/23650001/>
- (16) ブログ「大和路写真帳 近撮」2013.7 土用水垢離「柳生下町」
http://www.lint.ne.jp/nomoto/PHOTOSALON/kimsatu_1307.html
- (17) ブログ「石川県能登地方の祭り 名舟大祭」
http://yuuta-at-ninja.jp/maturu_nafunc.html
- (18) 前田金五郎『西鶴大矢教注釈』第四卷（勉誠社 一九八七年）
- (19) 三重県教育委員会編『海女習俗基礎調査報告書 平成22・23年度調査』（三重県教育委員会 二〇一二年）
- (20) 福地復一「志摩御坐崎村ノ習俗」『東京人類学報告（雑誌）』二卷九号 一八八六年）
- (21) 田辺悟『ものと人間の文化史73海女（あま）』（法政大学出版社 一九九三年）
- (22) 羽原又吉『漂海民』（岩波新書 一九六三年）
- (23) 建設現場など高所作業では、命綱付き作業ベルトを腰綱、胴綱と
いう（後述）。
- (24) 近世の海士・海女の腰縄潜水漁については、『日本山海名産図会』巻三「伊勢鯨」（宮本常一他編『日本庶民生活史料集成 第十巻 農山漁民生活』三一書房 一九七〇年）に「海に入には腰に小き蒲簀を附て鯨三四つを納れ、…深き所にては腰に縄を附て泛んとする時はを動しせば船より引きあぐなり」とある。大喜多甫文「近世のアマ潜水漁業」（『歴史地理学』一三一号 一九八五年）は、近世志摩地方・房総地方の腰縄による潜水漁法を紹介している。
- (25) 『万葉集』巻五（日本古典文学大系5『万葉集二』岩波書店 一九五九年）
- (26) 和田清・石原道博編訳『魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝』（岩波文庫 一九五一年）
- (27) 椎葉康喜・内海泰弘「宮崎県椎葉村大河内地区の焼畑民具」（『九州大学農学部演習林報告』九五号 二〇一〇年）。**1**・**2**は椎葉・内海論文から著者の許可を得て転載したものである。
- (28) Japanknowledge 所収『日本大百科全書（ニッポニカ）』宮崎県の項（横山淳一執筆）。内海・椎葉両氏に問い合わせたところ、椎葉村では腰縄のことを腰捲ともいい腰紐・帯ということはあるが、現在、縄帯とはいわない、という回答をいただいた。掲載許可と合わせて厚く感謝する次第である。宮崎公立大学の永松敦氏にもメールで教えを乞うたが、やはり私が期待するような情報は得られなかった。回答に対し厚く感謝したい。私の縄帯＝腰縄という仮説は現在の椎葉村では当てはまらなかったが、本文で述べるように宮崎県下の農村では野良着に縄帯が一般的だったといわれている。宮崎県で「縄帯＝腰縄」が妥当するかどうか、さらに情報収集する必要がある。
- (29) 中野幸一「神山町の民具」（『阿波学会郷土研究発表会紀要』二二号 一九七六年「電子版」）
<https://library.tokushima-cc.jp/digital/webkiyou/22/211.html>
- (30) 二〇〇八年五月三十一日 山口茅葺屋根の会第二回山口茅葺講習会
<https://blog.goo.ne.jp/yadom18103/e/a544bbe3c581d76bd0770e5d56dd23ce>
- (31) 小松水田の起源―津久井の昔話 第二集より
<http://yanenonahakubutukan.net/4/komatusuizen.html>
- (32) 西郊民俗談話会HP 連載「環境民俗学ノート」第四回（二〇一一年二月号）長沢利明「東京湾の干潟環境と漁撈」
<http://seikoinnizoku.sakura.ne.jp/sub7-16.html>
- (33) その後のネット検索などで、登山、高木伐採作業、木登りで命綱付き腰縄が使われており、ハーネス・安全帯などと言い換えられて

いることを知った。すると現在、土木建築・電柱工事で高所作業するさい腰に巻くハーネス・安全帯（ベルト）・胴綱・腰綱は、かつて素材に縄を使っていたころは、腰縄といっていたのではないかという推測に導く。海女の腰縄（ハチコ）も地域によっては腰綱・胴綱といわれていたのであるから、腰縄・腰綱・胴綱は、幅広い生業・作業で作業用ベルトを指す言い換え可能な同義語として、通用していたのではなからうか。

これを書いたあと、安全帯メーカー藤井電工株式会社に問い合わせたところ、すぐに回答をいただいた。担当の方が回答のためにわざわざ作成してくれた「安全帯の歴史について」を要約すると、戦後の石炭産業重点復興・増産政策のなかで、安全対策の一環として麻製ロープの命綱が使われることになったが、一九四七年制定の労働基準法の施行令一一二条で「堅坑内、井戸、四〇度以上の斜面、やぐら、塔、電柱、架空索道の支柱、つり足場等、墜落の危険がある場所で、労働者を作業者させる場合には腰綱を使用させ」と規定された。施行令の「腰綱」はその後「命綱」に改定され、一九七五年、「安全帯」に改定されて現在に至る。一方、電柱工事では墜落等の危険防止のため作業者と電柱を結び止める「胴綱」が使われていたが、一九五二年ごろ電柱工事用として「柱上安全帯」が誕生した。以上の詳細なご教示に厚くお礼申し上げます。法令・メーカーの公式名称として「腰縄」の呼称は使われなかったことがわかった。このことを受け止めたうえで、現場では「腰縄」の語を使う業種もあったことを指摘しておきたい。新潟県の油田では昭和二〇年代前半、櫓に登ることの多い坑井作業従事者の高所作業での転落防止対策として「腰縄制」を実施したことで、「一命を助けた実例を再三認めている」という（石野武弥『石油掘る話』富山房 一九五〇年 一八六〜一八七頁）。上記施行令の「やぐら、塔」に相当す

るから、法令上は「腰綱」であるが、新潟県の石油採掘業界では、作業者に「腰縄」を付けて作業させる仕組みを「腰縄制」と呼んでいたのである。

なお上記回答書の挿図「胴綱とその使用方法」は図4のとおりであり、電柱工事の胴綱は電柱と作業者を一体的に巻いて結ぶ

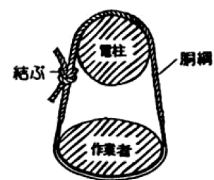


図4 胴綱とその使用法

網であり、作業者の腰に巻く作業用ベルトの腰縄とは異なる。
 (34) 『犬子集』（新日本古典文学大系69『初期俳諧集』岩波書店 一九九一年）。脚注には、「いくすじ」は道と帯・襷を掛けており、袖は人体・身の上の象徴、とある。貧しい農民たちが粗末な縄帯・縄襷姿で田畑・山野の草木刈りに勤しんでいる情景が目につかぶ。

(35) 宝暦三年（一七五三）十一月十市郡村々御箱訴訟控（『樞原市史史料編』第三巻 樞原市役所 一九八六年）。この貴重な史料は、一学年先輩の畏友谷山正道氏の御教示による。学生時代・広島文学部助手時代以来のご厚情に感謝する。芝村騒動については、谷山正道「芝村騒動と『八条ものがたり』」（『ピブリア』一一二号 一九九九年）参照。

(36) 『奥民図彙 上』（宮本常一他編『日本庶民生活史料集成 第十巻 農山漁民生活』三一書店 一九七〇年）

(37) 佐藤常雄他編『日本農業全集72 絵農書2』（農山漁村文化協会 一九九九年）。絵農書についても谷山正道氏の御教示を得た。

(38) 洪澤敬三・神奈川大学日本常民文化研究所編『新版絵巻物による日本常民文化生活絵引 第二巻』（平凡社 一九八四年）

(39) この奇抜な着想に対して、下2で、縄解は野営・在陣中に暮舎設営、柵設置、行李梱包その他あらゆる機会にきつく縛った縄をほどくときに使う器具であると指摘したところ、松3で『腰縄』とセツ

トであると限定的に考えずに：行軍・野営など様々な縄をほどこく場面でも使用されたとするほうが実際的である」という反応があった。私は、誤りに気づいたうえで、弁明かと思っていたが、**松4**でもまだ『腰縄』や三行目の『縄解』などの捕縛具関係品」と述べており、基本的な考えを変えていないことがわかった。私見では装備品装着ベルトの腰縄は、通常、縄解でほどかなければならないような結び方をするのではない。

(40) 福井貞子『ものと人間の文化史95野良着(のらぎ)』第二章「仕事と野良着の文化」(法政大学出版局 二〇〇〇年)、『犬子集』の句が描く近世初期の草木刈る農民の姿と同じである。

(41) 大庭良美『石見日原村聞書』前編第三「田植」(未来社 一九七四年)に「しろかきは編笠に千鳥をとつたのをかき、蓑を着て縄帯、空尻に裸足でありました。」(話者 大庭恒十・ナヲ夫妻)とあり、島根県の田植えの野良着は縄帯であった。本書についても、福井貞子先生の御教示をいただいた。

(42) 宮崎清『ものと人間の文化史55-1 藁(わら) I』(法政大学出版局 一九八五年)、同『図説藁の文化』(法政大学出版局 一九九五年)

(43) 前掲宮崎註(42)『図説藁の文化』

(44) 『続群書類従』(二三輯下 武家部一五)

(45) 『弓馬問答』、『続群書類従』(二三輯下 武家部一五)

(46) ここでは辞典所引の「要心の腰縄」云々の記事ではなく、近松全集刊行会編『近松全集』第九巻(岩波書店 一九八八年)の記事を引用する。また『近松門左衛門集③』(小学館新編日本古典文学全集 76 二〇〇〇年)参照。

(47) 磯貝勇『日本の民具』(岩崎美術社 一九七七年)

(48) ミゴ縄は普通の藁縄や麻紐よりも耐水性・耐久性が高い(ブログ「藁竹茅」2020年5月6日水曜日「藁細工 ミゴ縄」

<https://hihoshio.blogspot.com/>).

(49) 『鏡花全集』第一七巻(岩波書店 一九四二年)

(50) 『鏡花全集』別巻(岩波書店 一九七六年)

(51) 和田傳『日本農人傳』第五巻(家の光協会 一九五五年)に「用心縄とは、長さ六尋(約十二米)で、大風とか火事などの時、屋根を巻いて災を防ぐに用いるものである。」とあるが、イメージしにくい。鎌田幸男「雪国の暮らしと文化―藁の民具から―」(『雪国民俗』三七号 ノースアジア大学雪国民俗館 二〇一三年)は、「火事などの時茅葺の屋根に上がり、降りかかる火の粉を払うために、用心縄をほどこいてその一端を屋根のぐし(家の棟)に刺し他の一端は体に巻き、屋根の上を自由に動き回りながら降りかかる火の粉に水をかけるのに用いられたものである。一種の命綱である。」とする。これを読むと、災害対策用具に特化した縄ではなく、万能ロープを消火活動に活用する命綱である。また腰に巻いていることから応急の腰縄でもあり、屋根葺きの腰縄、海女の腰縄、さらに登山・高木伐採などの腰縄と同じ使用法である。

(52) 小野武夫『近代村落の研究』(時潮社 一九三四年 初出「日本の共産集落」『改造』二巻二号 一九二〇年)、金城朝永『異態習俗考』(拭ふ習俗・その他 廁に関する習俗)六文館 一九三三年)

(53) 「忍たま乱太郎 これまでのお話」第12シリーズ 71話 話を聞いての段」初回放送二〇〇四年七月二二日(月)

<https://www.nhk.or.jp/anime/ninamastory/series12/15.html>

(54) 額田巖『ものと人間の文化史6 結び』(法政大学出版局 一九七二年)第二部11『結び』の応用」参照。

(55) 柳田国男『遠野物語』(『遠野物語・山の人生』岩波文庫一九七六年 初出一九一〇年)六二話に、マタギ嘉兵衛が夜の森で魔除けの「サンズ縄」を木にめぐらせて仮設テントとし、僧形の魔物を退散

させた話がある。サンズ繩は三途繩で、「獵師が山に入るとき携える繩。危急の時は、これを用いて行う法」とがある。」という（不思議空間「遠野」―「遠野物語」をwebせよ―
<https://doctoev.exblog.jp/6322617/>）。また平山隆一『和の道具の使い方』（並木書房 二〇一一年）。

(56) 前掲平山註(55) 著書により知った。『旅行用心集』「道中所持すべき品の事」に「一 麻綱 是ハ泊々にて物品をまとひおくに至極よきもの也」とある。『生活の古典双書3 旅行用心集』八坂書房一九七二年）。同書「付録」所収の平亭銀鶴『江の島まうで、浜のさゞ波』は、上記の繩について「最重宝なるもの也。…鴨居よりかもみへかけ、其ひもへ手ぬぐひ、きやはん、矢立の類などかけおけば、早く目につきて、わすれることなし。至極工夫のひも也。」とする。

ここで室内で物干し紐として使っている「麻繩」は「用心繩」であろう（平山氏は「細引き」とする）。特殊な旅行である征夷軍の行軍・野営における軍士たちの「最重宝」の万能ロープの使い方的一端を想像させる。

(57) 前掲平山註(55) 著書

(58) 『中信高校山岳部かわらばん』(四六六号 二〇一二年一〇月一日)「…下山することにした。男子生徒はさておき、一年生の女生徒の腰に細引きを巻き付け、ペット状態として万一のスリッパに備えて下山を開始した。まともに落ちられたら腰繩ぐらいでは止めるのは難しいが…」とあり、所持している万能ロープ「細引き」を腰に巻いて応急の安全ベルト(腰繩)として使っていることがわかる。

現代の登山家(高校登山部)の間で使われる細引きが繩製とは思われないが、登山で腰に巻く安全ベルトのことを繩製でなくとも「腰繩」と呼んでいることが興味深い。登山用安全ベルトが繩製だった時代の名残であろう。

<http://tozan.rgn-tssp.org/kawaraban/kawaraban-466.pdf>

ブログ『やまれじ』「ainakaren さんのHP」の日記「2013年05月02日「登山風俗史と道具 水床に温もりありて 草鞋履く」には、一九五七年ごろ撮影された西丹沢での草鞋ばき登山姿のスナップ写真の解説に、「ザイルを切って自作する腰繩に代えて試作の安全バンドを使い始め、それが写真にも写っている。」「手製の腰繩より使い易かった。」とあり、2014年07月19日「回想の山々 『ユジラの背』に『トリコニー』の時代錯誤」には、「…我々は各人がフリーソロで登っていますので腰繩(今で言うハーネス紛いの腰巻ザイル)を未だ装着していません。(警察官の) 要請に従いザックから腰繩とカラビナを取り出して装着しますが、…」の記事から、雪山登山で使われるハーネス(安全ベルト)のような腰巻ザイルを腰繩というようである。第四章で取り上げるべきであったが、草稿完成後に気付いたので、ここに記す。

<https://www.yamareco.com/modules/diary/8042-detail-76672.html>

(59) 下4では多目的消耗品としての繩を想定したが、「用心繩」「細引き」のような繩なら消耗品には違いないものの、使い捨ての粗悪な藁繩をイメージしないほうがいい。

(60) 検閲対象にならない装備品があることについては、帝国海軍水兵の被服点検でも同じであった。渡辺清『海の城―海軍少年兵の手記―』(朝日新聞社 一九六九年)に、「なんだそりや、三番醬油で煮しめたような褌、それでも員数のつもりか。」「はい、これしかないんです。」「バカ、褌は私物だ。いいからしまっておけ。」「班長、私は靴下が一足たりません。」「(一〇四頁)とあり、官給の靴下は点検対象だったが私物の褌は対象外だったようだ。征夷軍軍士の場合も、脛裳は検閲対象だったのに対し、犢鼻褌は対象外だったことと符合して、面白い。

松4は、下4の検閲簿未記載の万能ロープ・布所持説に対して、「戦場にある軍士が、…『多目的消耗品としての縄や布』までをも常時所持する余裕があるとは考えられない。」「多目的消耗品』は別に搬送されている。」と、不可解な批判をする。検閲簿未記載（検閲対象外）品目は所持しないという思い込みがあるのだろうか。私は「用心縄」「細引き」のような多目的万能ロープを念頭に、また手拭い・ハンカチを念頭に置いて、多目的消耗品の縄・布といったのだが、戦場を含めた全従軍期間に軍士一人一人が毎日頻繁に使う多目的縄・布を、「常時所持する余裕」はなく「別に搬送される」とは、いったいどういうことなのだろう。

(61) 私は松本氏より数年遅く生まれた、松本氏と同じ「戦争を知らない子どもたち」世代であり、「過酷な戦闘の実相」の直接体験はさいわいにして、ない。小銃や拳銃に触ったことさえない。しかし年少のころに聞いた父の話（日中戦争に従軍。第五師団歩兵第十一連隊第十一中隊一兵卒。現役（二年兵）動員、昭和十三年（一九三八）、徐州作戦の前に流弾首部貫通銃創「こんな奇跡もある」により後送・陸軍病院入院・除隊）、文学作品、体験記、映画、ドキュメンタリー、ルポルタージュなどを通じて、間接的ながら、多少は理解しているつもりである。現在も、とくに毎年八月には原爆記録文学を中心に、広く戦争文学を読むことに心がけている。しかし「過酷な戦闘の実相を理解」すること、軍士各自が捕縛目的に特化した腰縄を常時所持すると憶測することは、なんの関係もない。

(62) 松4は、下4が「多目的消耗品の布ではなく縄を捕縛具として使うと表現」している、と意味不明なことを述べる。手拭い・ハンカチで敵兵を捕縛することは難しいであろう。たまたま読み終えたばかり（二〇二〇年八月一六日読了）の、クレイン『赤い武功章』（岩波文庫 一九七四年）に、「中隊長は、剣を脇の下にかかえてハンカ

チを取り出し、それで少尉の傷ついた所を縛りはじめた。」（五一頁）、「彼は幅の広いハンカチをポケットから取り出し…包帯の形に折って、…若者の頭をしぼり…」（一二二頁）とあった。戦場にある征夷軍軍士は、常時所持する多目的消耗品の布を、このように使うこともあったろう。手洗い、汗拭き、汚れ拭き、体拭き、傷の手当てなど、手拭い・ハンカチはつねに身につけておく常備品である。多目的消耗品である縄も同様であり、前章で詳しく紹介した「用心縄」「細引き」に相当する万能ロープである。繰り返すが、検閲簿に記載されていない常備品もあるのである。

(63) 第二次征夷軍を例にとつたのは、常陸国を出立して帰還するまでの日数がおおまかに推算できるからである。

(64) 『通典』卷一四八「兵一令制附註」

(65) 『大唐帝国』（新・歴史群像シリーズ）¹⁸ 学習研究社 二〇〇九年。「軍装」所載のイラスト（重装歩兵・軽装歩兵・府兵）の軍靴・ベルトはいずれも革製のようである。

(66) 谷釜尋徳「近世後期の庶民の旅と草鞋」（『東洋法学』五三巻二号 二〇〇九年）など。

(67) 下2・下3で古代〜近世の具体例をあげたが、本稿でも二つ紹介しておく。一つは落語「崇徳院」の一節。「そうだ、さがしまわのにわらじがいるな。おい、定吉や、そこにわらじが十足ばかりあるだろう？ かまわないから、熊さんの腰にぶらさげちまいな」（興津要編『古典落語』下 講談社文庫 一九七二年）。もう一つは最近読んだ山本茂実『あゝ野麦峠―ある製糸工女哀史―』（朝日新聞社 一九六八年）の一節。「ワラジは一足はいて、一足しよって、後は男衆が一人二、三分分をもってくれた。雪の道は…なるべく多く用意する必要があった。」（一九二頁）、「ワラジを十足ほどもってオレについてこい」（二三〇頁）。松本氏は私の予備鞋という理解に対して

なんら反応することなく、**松4**にいたつてもなお『鞋』は装束（被服）関係を記載した二行目でなく三行目に配列されている。」と記し、装備品に配列基準などないとする。「鞋」がすぐに履き潰れることについては、数年前に読んだ壺井栄『二十四の瞳』（新潮文庫一九五七年）の開巻あたりの、「手づくりのわらぞうりは一日で散らした。」に眼が止まった。

(68) 太刀は、貴族の場合、平緒というベルトに吊すが、一般には太刀緒（紐）で吊した（鈴木敬三『有職故実図典―服装と故実―』（吉川弘文館 一九九五年）。**下4**までの腰繩に吊すという理解は誤りだったようだ。

(69) **下4**では「かりに『袴』が『衫・袴』か『襖・袴』なら」と推定したが、本論のように訂正する。国史に、天皇が臣下に「御衣袴」「衣袴」を賜与する記事があるが、『日本書紀』天武五年（六七六）正月四日条、同十四年（六八五）九月十八日条、同年十月十七日条、『三代実録』元慶六年（八八三）三月八日条、それより『延喜式』の「衣袴料」記事が興味深い。たとえば卷一三「図書寮式」写料条で書手・装填手・校手の衣袴料として調布が、卷一七「内匠寮式」革管条で革管工の衣袴料として椽絶が、卷二八「軍人司式」造進油絹用途条で作手隼人の衣袴料として調布が、それぞれ計上されている。作業員の作業着を「衣袴」と称しているのである。とくに注目したいのは、卷四〇「造酒司式」供奉諸節并行幸仕丁条で供奉仕丁の布衫・袴・布帯を縫製する「縫衣袴料」として絲が計上されていることである。すなわちここでは上衣（布衫）・袴・帯の三点セットの総称が「衣袴」なのである。作業着（ユニフォーム）に通じる軍士軍服（ユニフォーム）を検閲簿に「衣袴」と表記することは、動員計画策定者らにとって当然のことだったのである。装備品装着ベルト＝腰繩とは別に帯で上衣を締めていたかどうかかわからな

いが、別途、帯を締めていたとしたら、帯は「衣袴」に含まれていたことになる。

(70) 軍服の示威機能に関連して触れておく。かつて拙稿「日本律令軍制の基本構造」（『史学研究』一七五号 一九八七年）のなかで、「示官軍之威」の字句を含む記事（『続日本紀』天平九年（七三七）四月十四日条）をもとに、蝦夷の帰服を促す軍事的示威について述べた際、具体的情景をイメージしやすいように括弧付きで「軍旗をなびかせ鼓吹の音調にあわせて整然と行進する武装した陣列の示威効果は大きい」という想像を添えた。これに対し松本氏は**松3**で、「あくまで官軍の威勢を示すという一般的意味の用法であり、その語句から（上記括弧内の想像）との解釈は導き出せない」と述べ、誌面の半頁も割いて「示威」文言を含む史料を六点も引用し、その証拠とする。私は示威の情景を想像したのであって記事を解釈したわけではないので、この史料引用による批判には面食らったが、布陣・隊列・ユニフォーム・装備・行軍・鼓吹・軍旗・乱声など、視覚・聴覚以外の何で威勢を示すのだろうか。松本氏が**松2**で使った「面縛」記事直前の『三代実録』元慶二年（八七八）十月十二日条には「賊乞降之日、好蔭鼓躁而来、盛建旗幟、亦威賊虜」とある。陸奥権介坂上好蔭率いる陸奥国軍が秋田宮に到着し、降服を希望する反乱出羽俘囚に対して、太鼓を叩いて鬨を揚げ盛んに「旗幟」を建てて示威しているのである。まさに「軍旗をなびかせ鼓吹の音調にあわせて整然と行進する武装した陣列の示威効果は大きい」という私の想像通りである。松本氏はこの記事をなぜ引用しなかったのだろうか。**松4**で「敵味方を識別する軍服」「統一的な規格ある軍服」という理解に到達している松本氏だが、軍服の示威機能にまでは思いが及んでいない。

(付記)

下1書評を発表した一九九九年に、松本氏が「腰縄Ⅱ捕縛具」の誤りに気付いてくれていたら、その後の二〇年を超える議論は必要なかった。語義確定論争に限っていたら、まったくの徒労だったのであるが、私にとつては「腰縄Ⅱベルト」説を確証するための探究はけつして無駄ではなかった。下4「おわりに」でも述べたように、結構収穫もあった。松本氏が持ち出す論点をもとに、「腰縄」「縄解」「面縛」「縄」「鞋(草鞋)」「行軍」「検閲(簿)」などの問題について、「歴史学の方法」を逸脱することなく思考することに心がけながら考察してきた。その結果、下向井律令軍制学説の基本的な正しさを再確認し、その内容をいっそう豊かにすることができたと思う。とりわけ本稿では新鮮な驚きをもって民俗学・民具学の成果を取り入れ、近世・近現代(おそらく古代以来)、昭和三〇年代ごろまで多種多様な生業・作業で広く使われた作業用ベルト「腰縄」や万能ロープ「用心縄」・「細引き」について、楽しみながら学ぶことができた。また古代史研究者、とくに初学者が、「歴史学の方法」に従って探究することの重要性について考える機会になったとすれば、ありがたいことである。

この論文は、はじめ「延暦期常陸国軍士検閲簿の『腰縄』とは何か」という論題で二〇二〇年八月九日に『続日本紀研究』誌に投稿した。長い間、この議論に舞台を提供してくれた『続日本紀研究』誌だから、発表の場としてもつともふさわしく、当然、私に反論する機会を与えるものと思つたからである。だが、投稿原稿は古代史に特化した論文ではないから他誌に投稿するように、という意見を付けて却下された。古代史料に「腰縄」の用例は他にないのであるから、史料批判にもとづく私見に対して松本氏が納得しない以上、このテーマをさらに深く掘り下げて研究する場合、民俗学・民具学の成果を吸収する「比較史の方法」を採ることは、歴史学の方法として王道である。実際、本研究によって学

界の共有財産となる確かな研究結果が得られたと思つている。近世・現代の資料をふんだんに使つてゐるものの、この研究が「古代史に特化」した研究であることは誰しも認めなければならない。松本氏が「編集委員会から貴重な御意見、御教示を賜りながら」(松3)、私には「形式・内容ともに学術論文の体をなしていない」(下4)としか言いようのない文章を載せ続けてきたのに比べて、公平性を欠くという印象は拭えない。

本稿では、『続日本紀研究』誌に投稿のさい、投稿規定を遵守するため除外していた「六 征夷軍と縄」と「七 検閲と検閲簿」を復活させ、全体的に大幅に加筆補正した。そのため読み返すと、同じことを何度も繰り返すくどい論調になつてしまつてゐるが、これで「腰縄」問題は最終的に「腰縄Ⅱベルト」説で決着がついた。松本氏には、この結果を受け入れ、自身の律令軍制論を根本から再検討していただきたい。